

宮崎県子ども・子育て支援事業
支援計画（仮称）の素案

宮 崎 県

目次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3

第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状	4
2 家族の現状	10
3 子育て・子育ての状況	14
4 次世代育成支援宮崎県行動計画（後期計画）の推進状況	22

第2章 計画の基本的考え方

1 目的	23
2 基本理念	23
3 基本目標	23

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	26
2 計画の進捗管理及び評価方法	27

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定	28
2 教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策	29
3 県が行う認可及び認定に係る需給調整	36
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供	38
5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保 及び資質の向上	42
6 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項	45
7 教育・保育情報の公表	45

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

1 施策の内容

基本目標1 地域全体で子育てを支える社会づくり 46

- (1) 地域の「子育て力」の強化
- (2) 子育て支援事業の拡充
- (3) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進

基本目標2 ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり 57

- (4) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備
- (5) 質の高い幼児教育・保育等の提供
- (6) 子どもの健康の確保
- (7) 子どもと家庭の福祉の推進

基本目標3 子どもの育ちを支える社会づくり 71

- (8) 子どもの人権擁護と人権教育の推進
- (9) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供
- (10) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進

基本目標4 仕事と生活が調和する社会づくり 79

- (11) 仕事と家庭の両立ができる働き方の見直し
- (12) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進
- (13) 子育ての喜びを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進

2 計画の成果指標

- (1) 総合成果指標 85
- (2) 個別成果指標 85

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 少子化の進行

平成25年の本県の「合計特殊出生率」は、全国第2位の1.72であり、全国の1.43と比べると高いものの、人口維持に必要とされる2.07には届かない状況にあります。

少子化の進行が止まらない要因としては、未婚率の上昇、晩婚化の進行及び結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数の減少等があげられています。

少子化の進行は、人口構造に歪みをもたらし、社会的・経済的に大きな影響を及ぼします。

具体的には、子どもの社会性や協調性が育みにくくなるなどの子どもの健全な成長への影響、地域社会の衰退、世代間扶養の仕組みである社会保障制度の持続可能性及び経済活動の停滞等が懸念されています。

(2) これまでの少子化対策

これまで県においては、「宮崎県子育て支援総合計画」（平成9年度から平成16年度まで）を策定し、仕事と子育ての両立支援等に取り組むとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援宮崎県行動計画」（平成17年度から平成26年度まで）を策定し、地域における子育て支援や男性を含めた働き方の見直し等の各種施策の推進に取り組んできたところです。

これらの取組もあり、近年、本県の合計特殊出生率は上昇傾向にあるものの、人口維持に必要とされる2.07には達しておらず、今後も引き続き、少子化対策に取り組んでいく必要があります。

○ 次世代育成支援宮崎県行動計画（後期計画）の総合成果指標の進捗状況

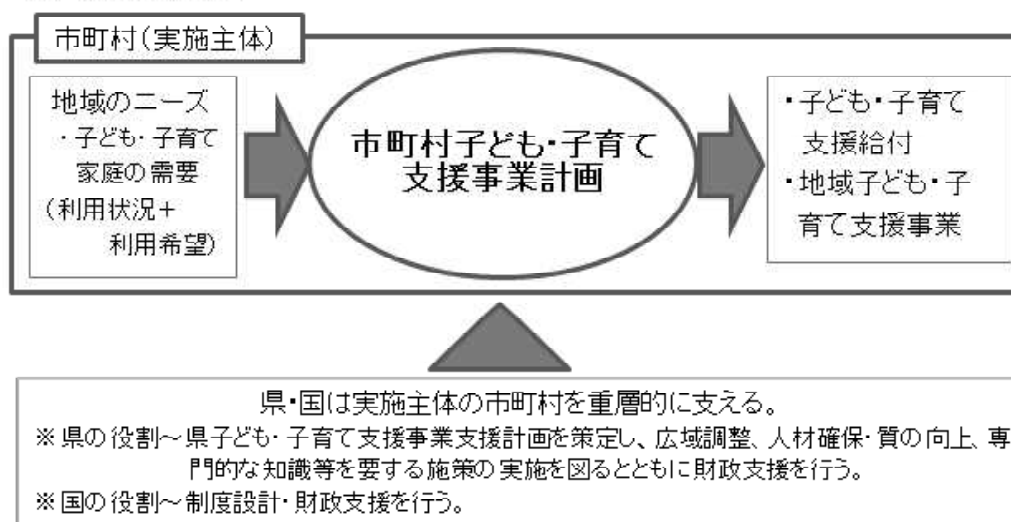
成 果 指 標	H20	H25	H26 (目標)
子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合（年度）	67.5%	55.8%	50.0%
合計特殊出生率（年）	1.60	1.72	1.70

(3) 「子ども・子育て支援新制度」の施行

我が国においては、これまで「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種の施策を推進してきましたが、依然として少子化に歯止めがかからない状況であり、その要因としては、未婚化や晩婚化の進展、仕事と家庭の両立の困難、子育てに関する不安感や負担感の増加等から、子どもが欲しいという希望が実現しにくい状況にあります。

このような中、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法（※）」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

県は、子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた県の計画を策定するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に各市町村を越えた広域的な対応が必要な施策や専門性の高い施策を推進します。



※ 子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として位置づけるとともに、平成17年度から取り組んできた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援地域行動計画」のほか、「子ども・若者支援計画」や「家庭的養護推進計画」も含めて一体的に策定するものです。

また、当該計画は、宮崎県総合計画「未来みやざき総合プラン」の子ども・子育てに係る部門別計画として位置づけるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画（仮称）」や「教育基本法」に基づく「宮崎県教育振興基本計画」との整合性を図りながら、各種施策の推進にあたって連携を強化します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

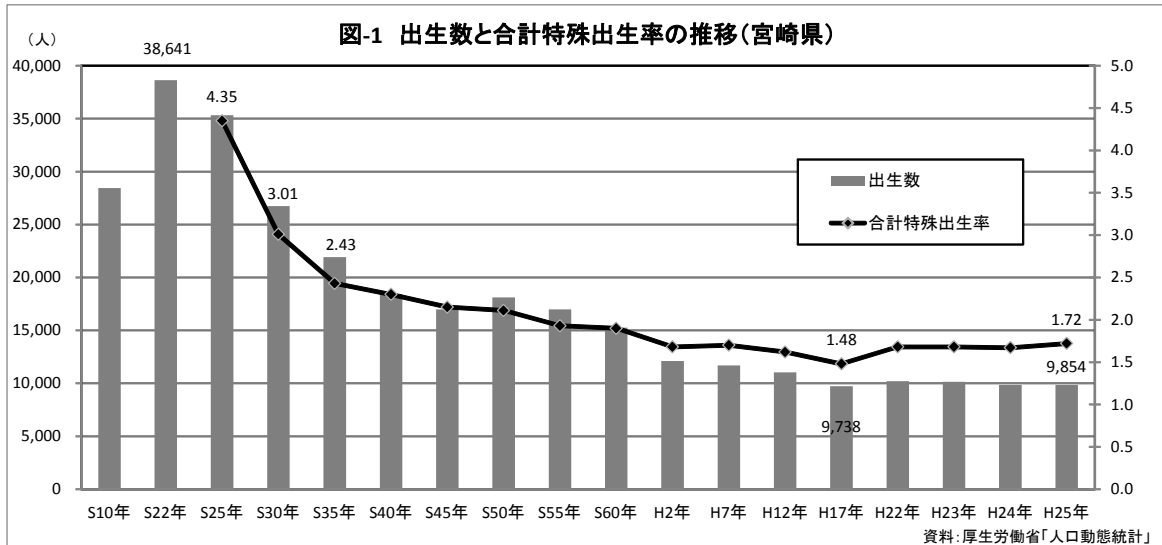
第1章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数は、平成17年の9,738人を底に、1万人前後で推移しています。

また、合計特殊出生率については、出生数と同様、平成17年に1.48まで落ち込んだものの、その後は年々上昇し、平成25年には1.72（全国第2位）となりましたが、人口維持に必要とされる2.07には達していません。（図1）



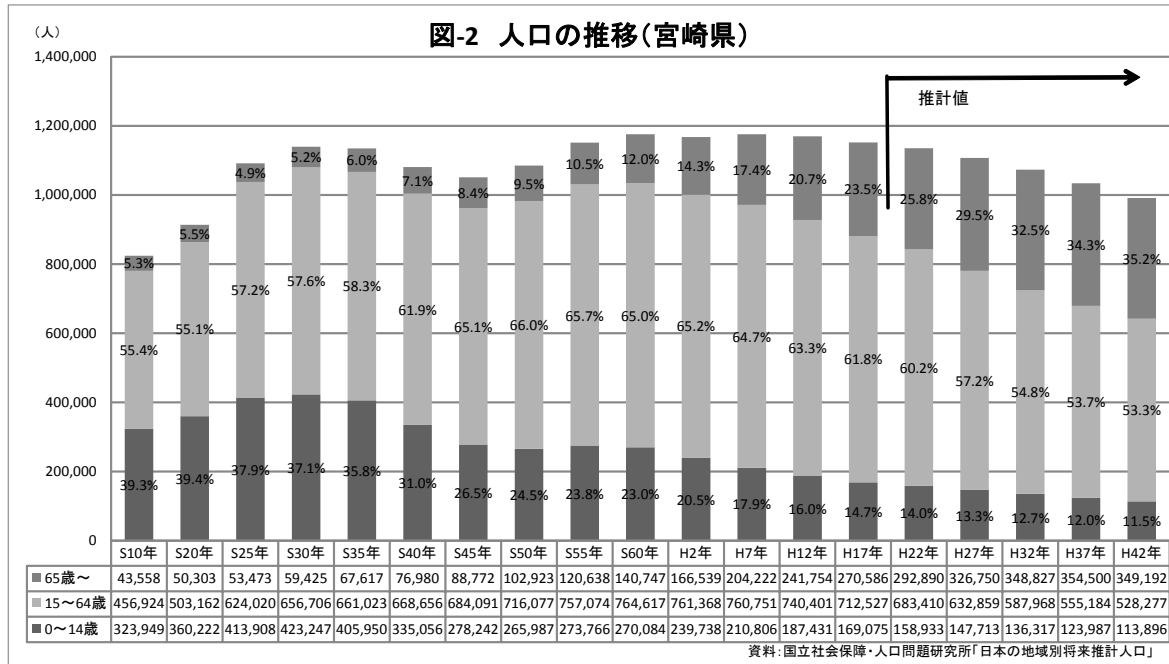
(2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は、平成22年（国勢調査）の113万5千人から、20年後の平成42年には14万4千人（12.7%）減少し、99万1千人になると予測されています。

また、年齢別（3区分）でみると、15歳未満（0～14歳）の子どもの数は、昭和55年以降減少しており、平成22年の15万9千人から平成42年には11万4千人にまで減少すると予測されています。

これに伴い、産業の担い手となる産業年齢人口（15～64歳）も、平成22年の68万3千人から平成42年には52万8千人にまで減少すると予測されています。

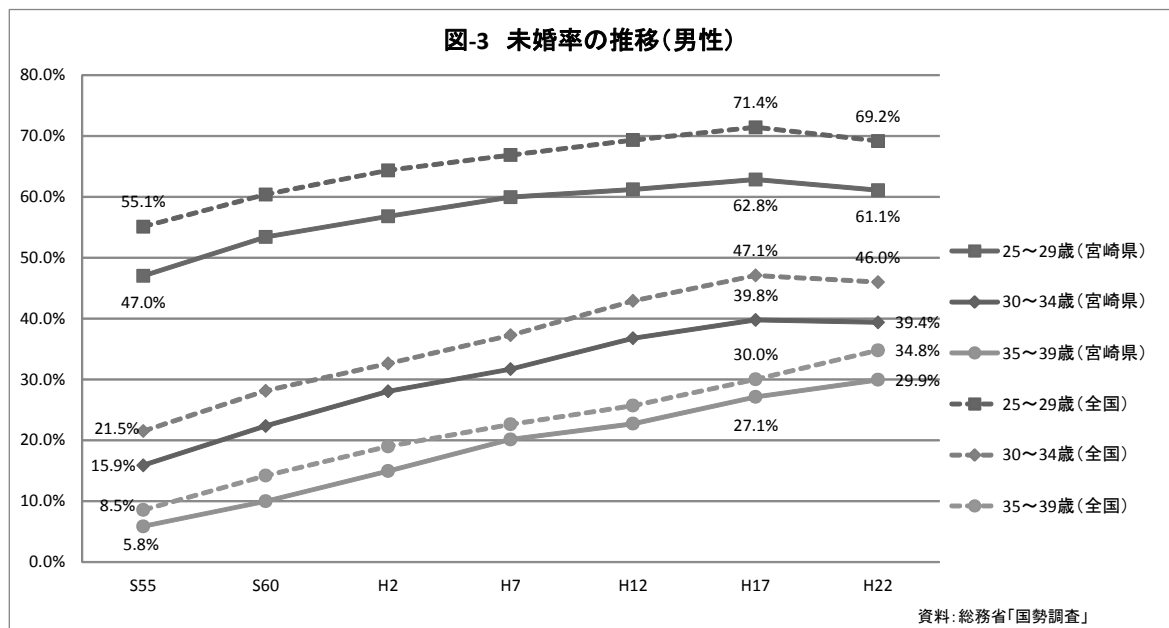
一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成22年の29万3千人から平成42年には34万9千人まで増加すると予測されています。（図2）

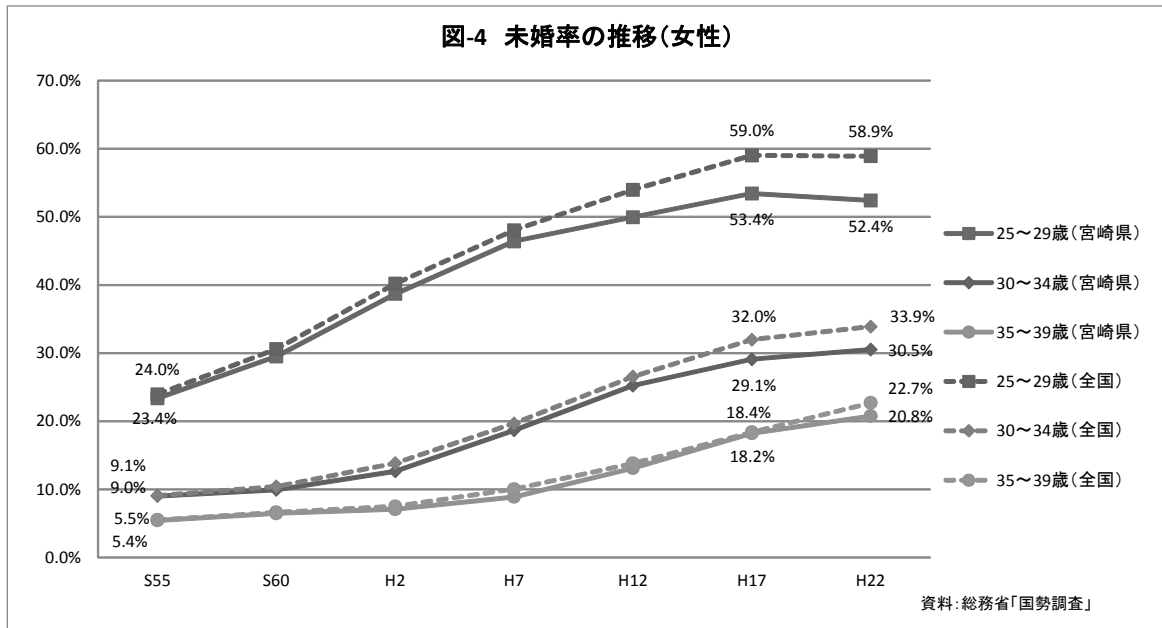


(3) 少子化の要因

ア 未婚化の状況

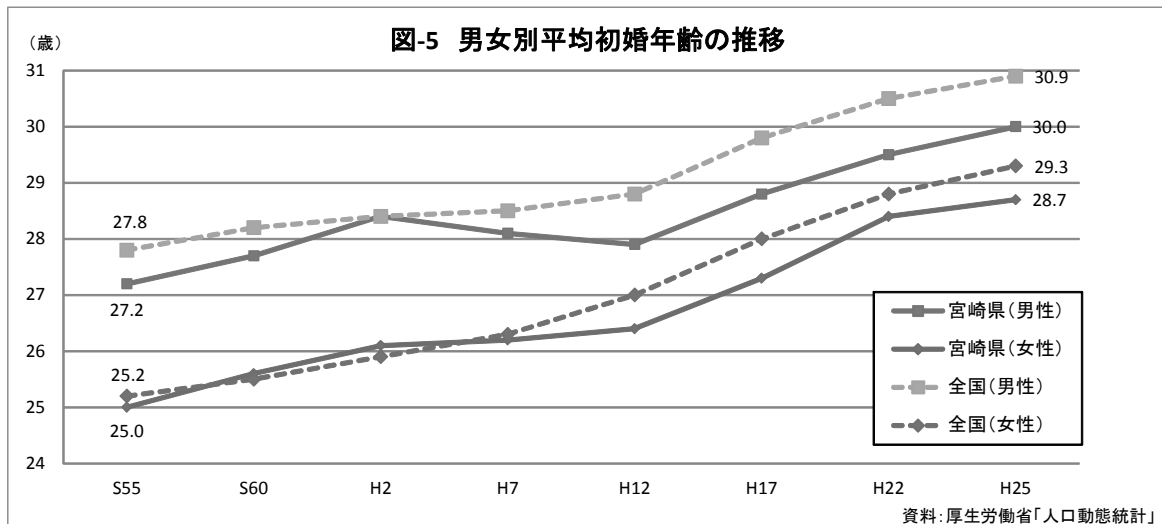
本県の未婚率は、全国と同様に上昇傾向にあります。年齢別に見ると、男女ともに25～29歳及び30～34歳については落ち着いてきたものの、35～39歳では依然として上昇しています。(図3、図4)





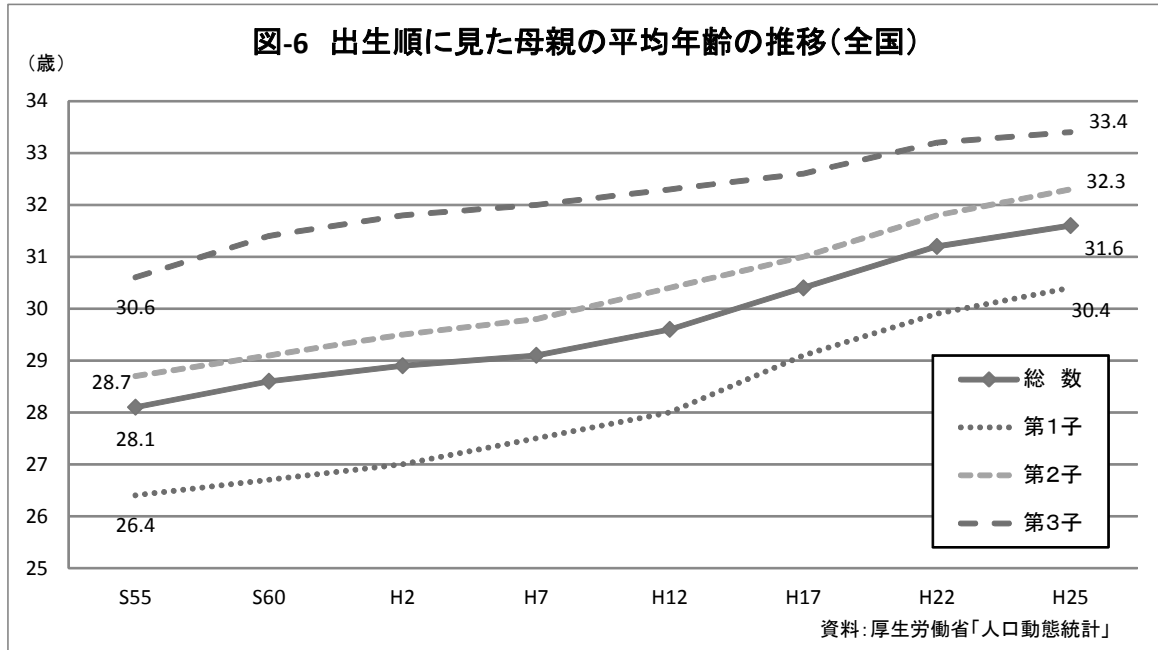
イ 晩婚化の状況

本県の平均初婚年齢は、平成25年で男性が30.0歳、女性が28.7歳となっており、全国と同様に上昇傾向にあります。昭和55年当時と比べると、男性で2.8歳、女性で3.7歳上昇しており、女性の上昇幅が大きくなっています。(図5)



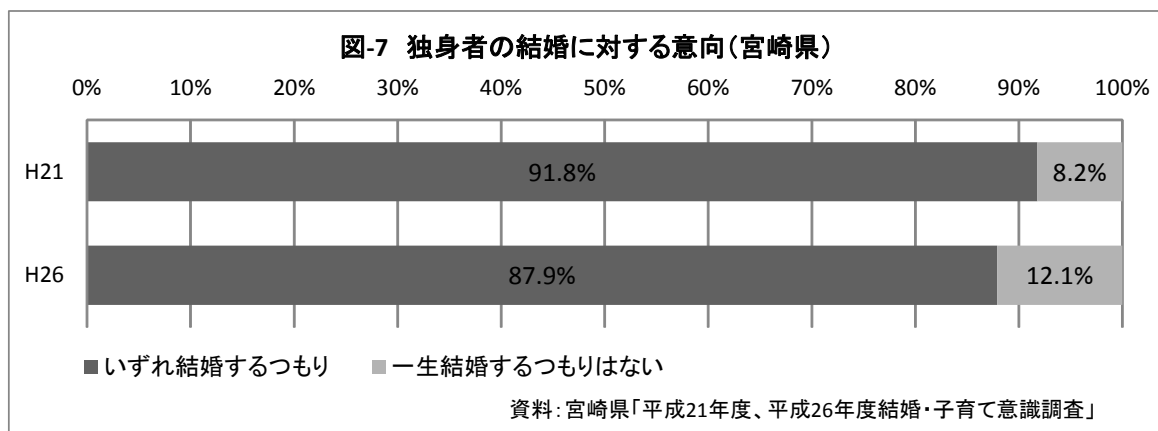
女性の平均初婚年齢の上昇に伴い、出産時の母親の平均年齢も上昇傾向にあります。

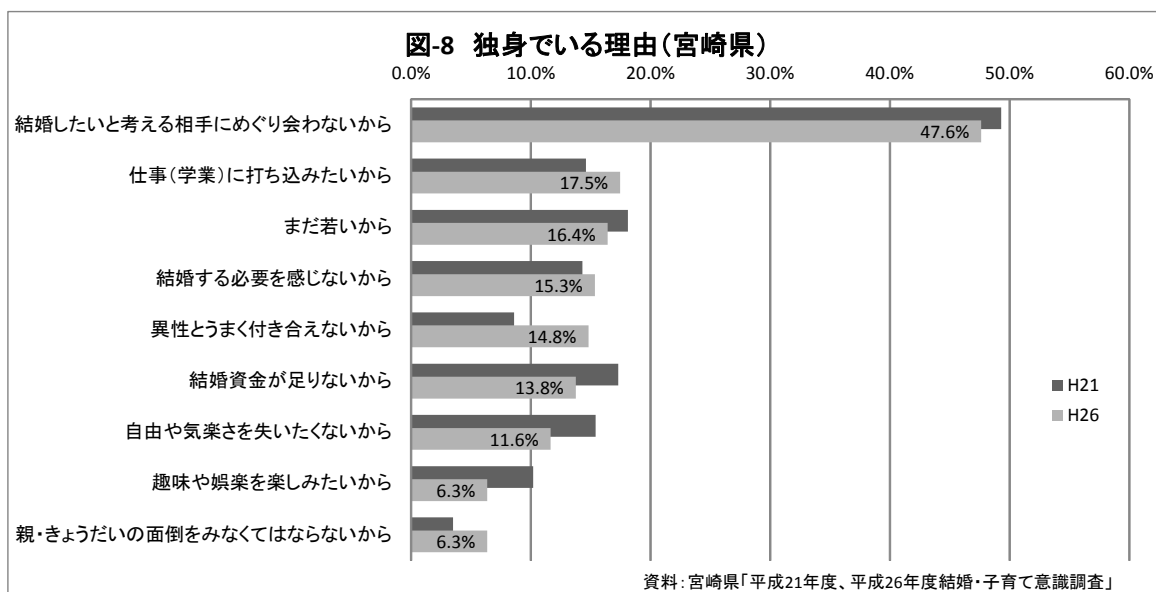
全国で見ると、第1子出産時の母親の平均年齢は、昭和55年の26.4歳から平成25年には30.4歳と4歳上昇しています。(図6)



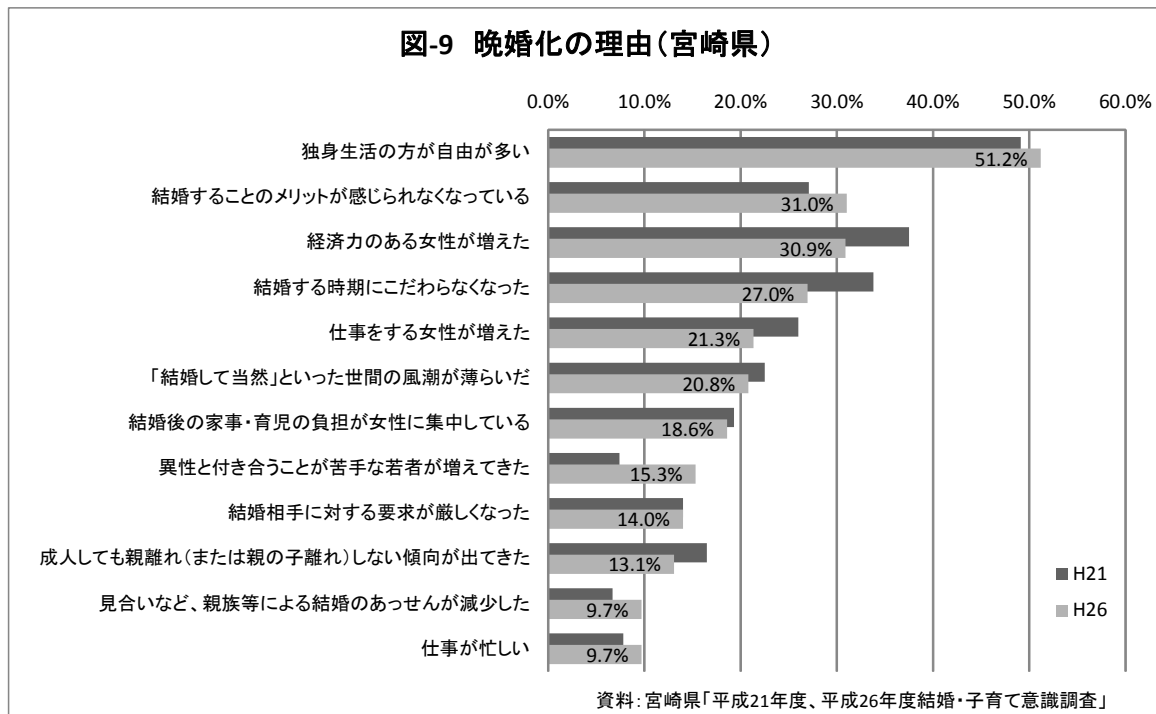
ウ 結婚に対する意向

独身者の約9割がいずれ結婚したいという意向を持っており、独身である理由として最も多いのが「結婚したいと考える相手にめぐり合わないから」の47.6%となっています。(図7、図8)





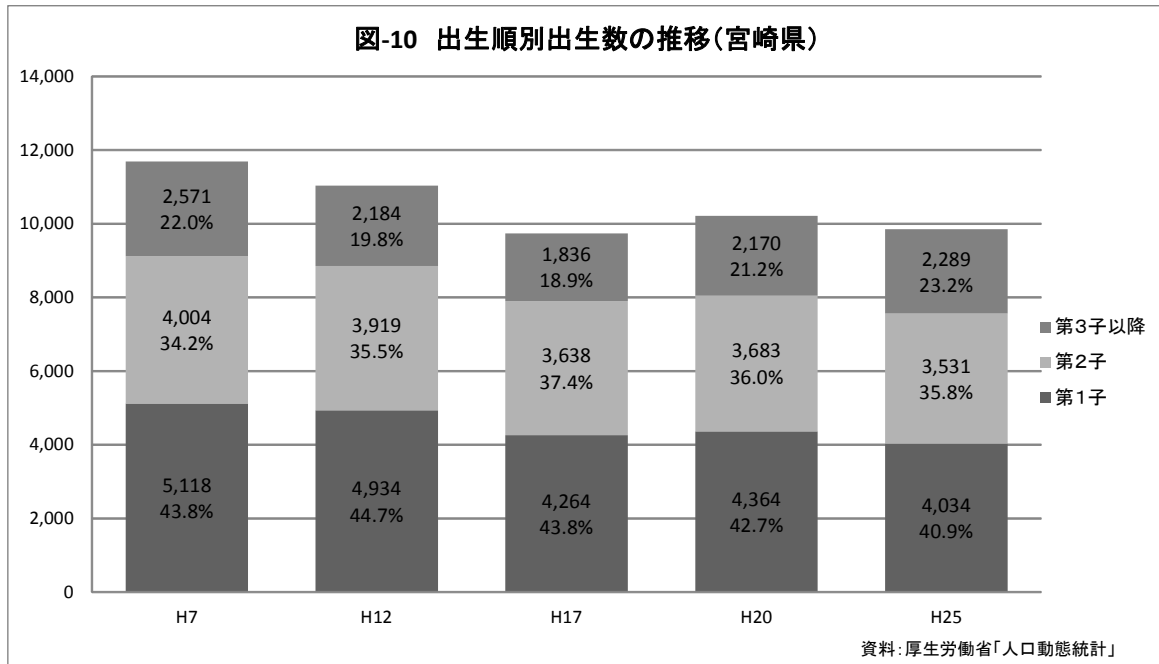
また、晩婚化の理由としては、「独身生活の方が自由が多い」が最も多く51.2%、以下「結婚することのメリットが感じられなくなっている」が31.0%、「経済力のある女性が増えた」が30.9%の順となっています。(図9)



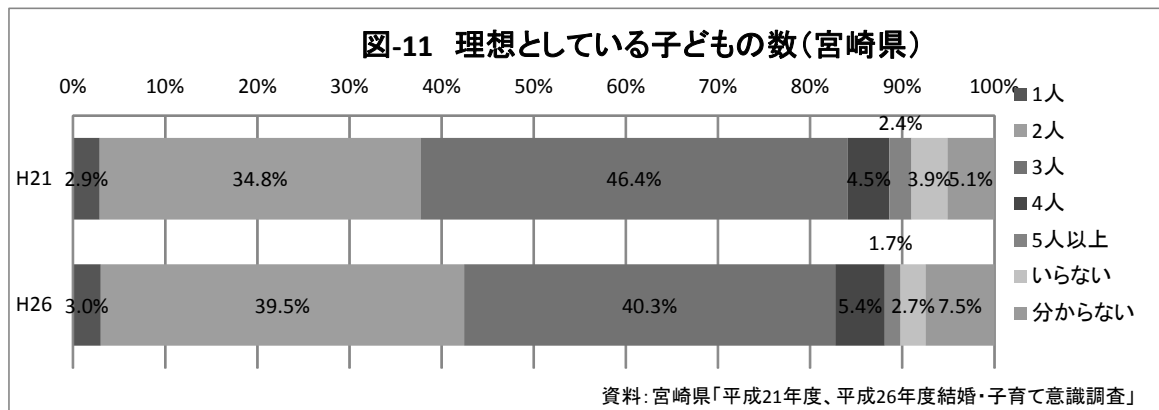
エ 夫婦の出生力の状況

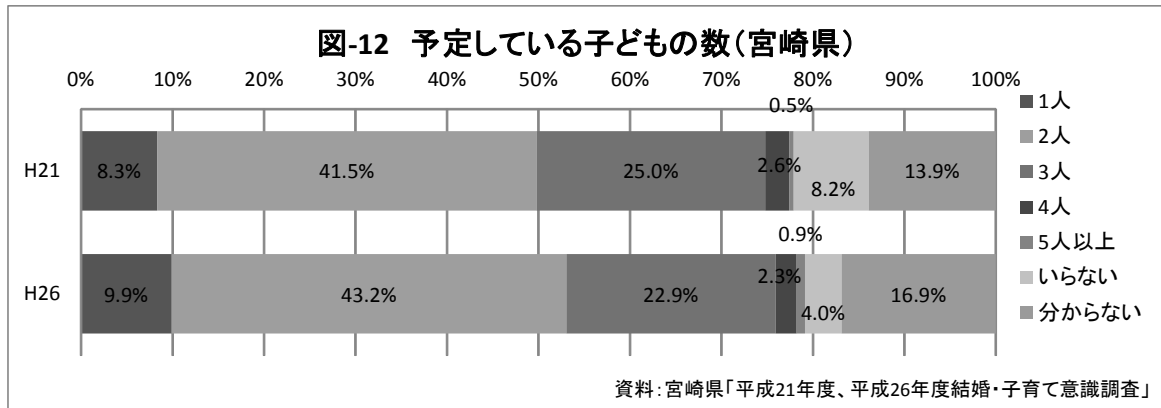
出生順別の出生数を見ると、第3子以降が生まれる割合は、平成7年の22%から平成17年には18.9%に落ち込んだものの、平成25年には23.2%まで上昇しています。

一方、出生数における第1子の割合が年々減少しています。(図10)



また、「理想としている子どもの数」は「3人」が最も多く40.3%であるのに対し、「予定している子どもの数」は「2人」が最も多く43.2%となっています。(図11、図12)





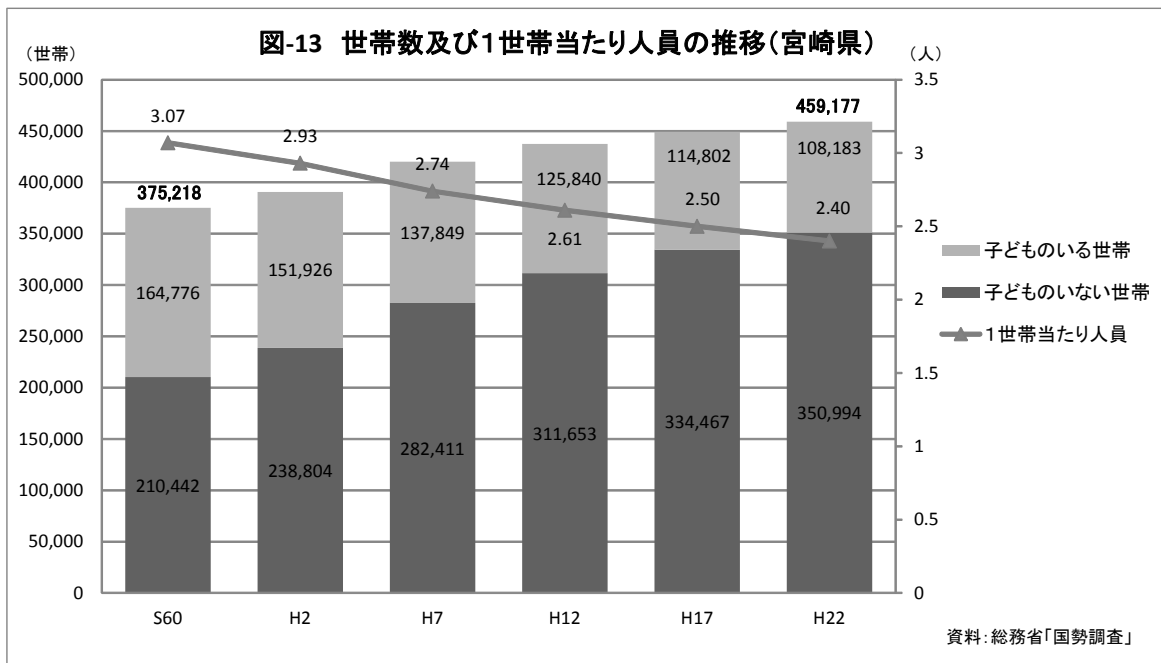
2 家族の現状

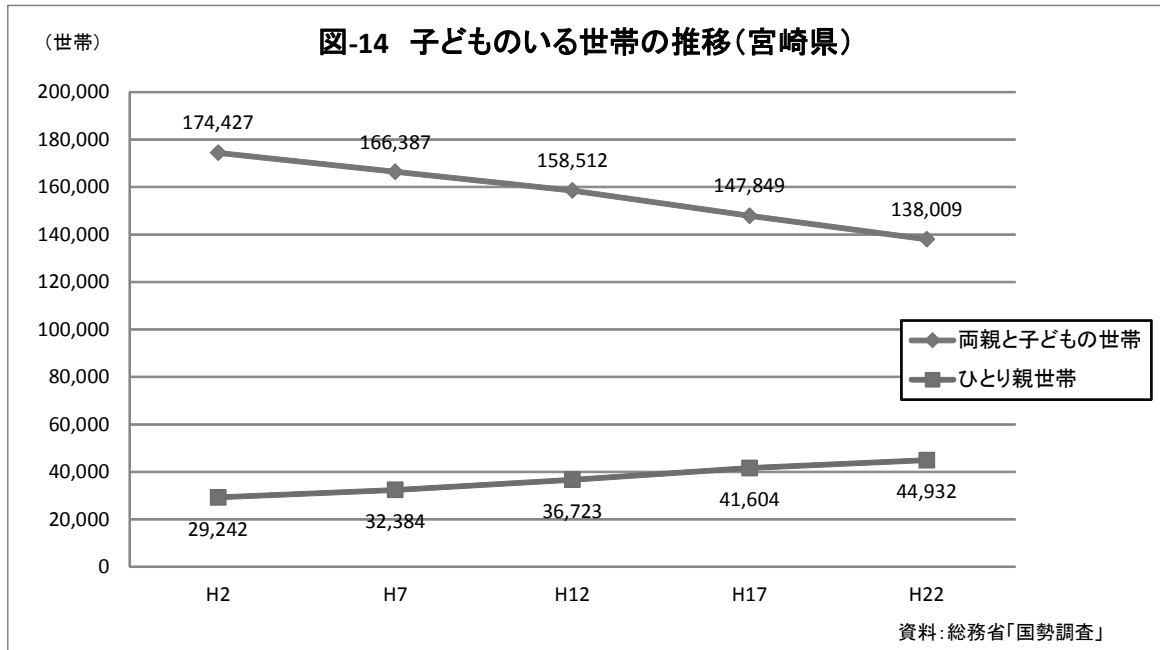
(1) 世帯の状況

ア 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

平成22年の世帯数は、45万9千世帯で1世帯当たりの人員は、2.4人となっています。昭和60年と比べると世帯数は増加する一方、1世帯当たりの人員は、0.67人少なくなっています。(図13)

また、子どものいる世帯が年々減少する中、ひとり親世帯は増加しています。(図14)

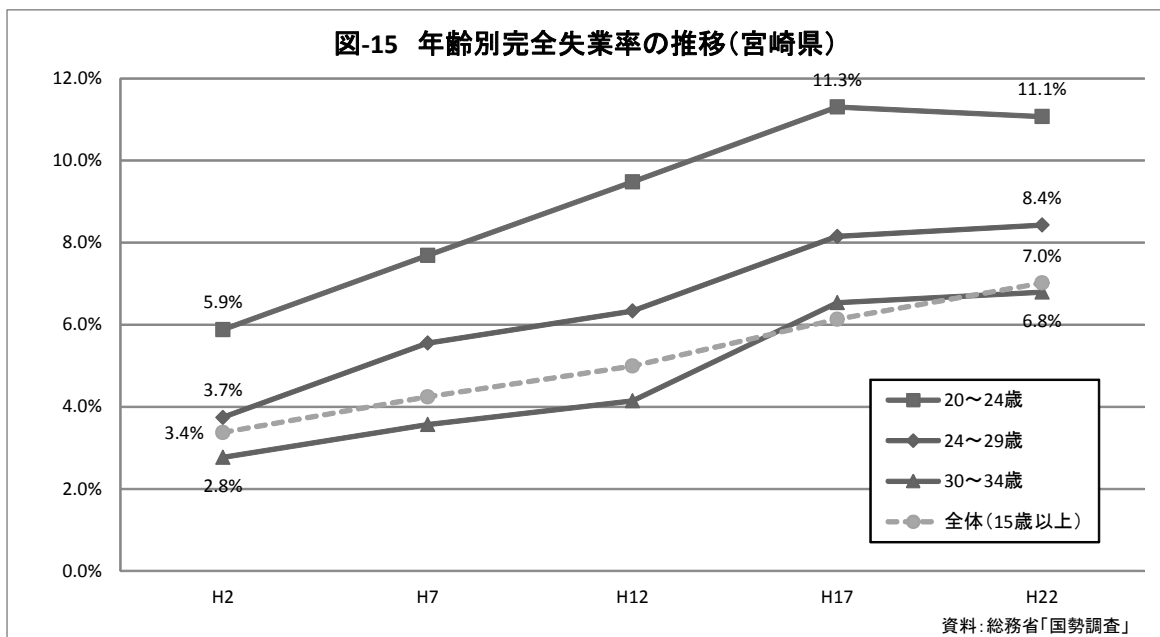


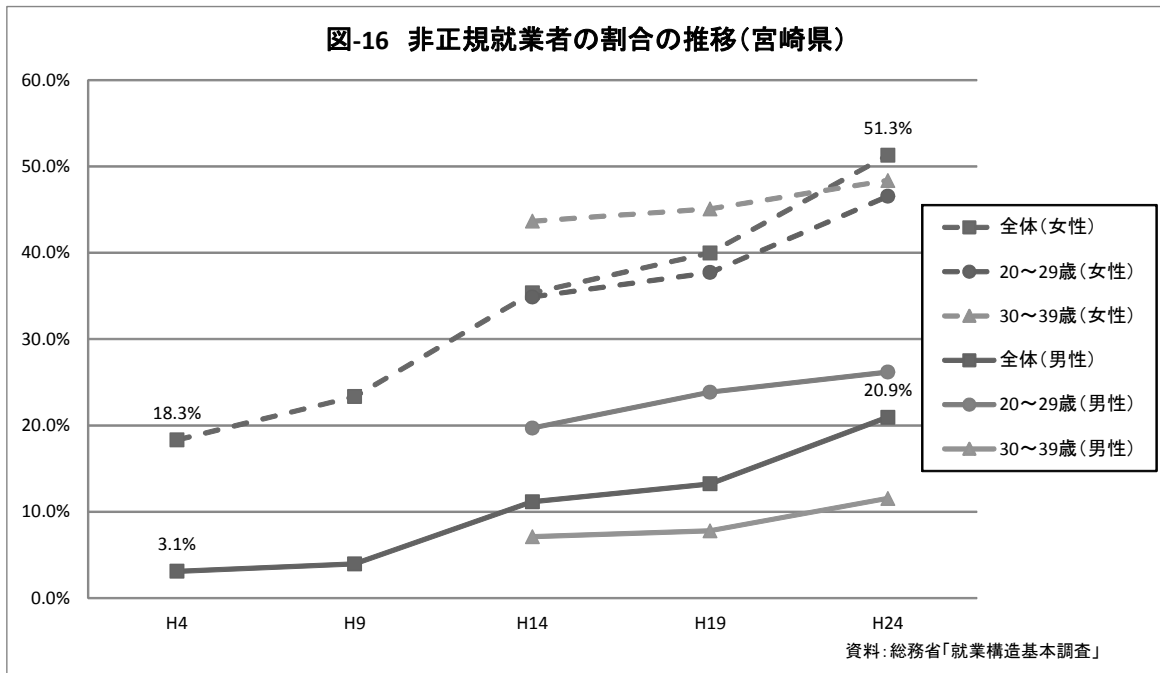


イ 若い世代の状況

年齢別完全失業率を見ると、20歳代の完全失業率が、全体と比較すると高い状況にあります。(図15)

また、就業の形態については、派遣労働者や有期契約労働者等を含めた非正規雇用が増加しています。(図16)



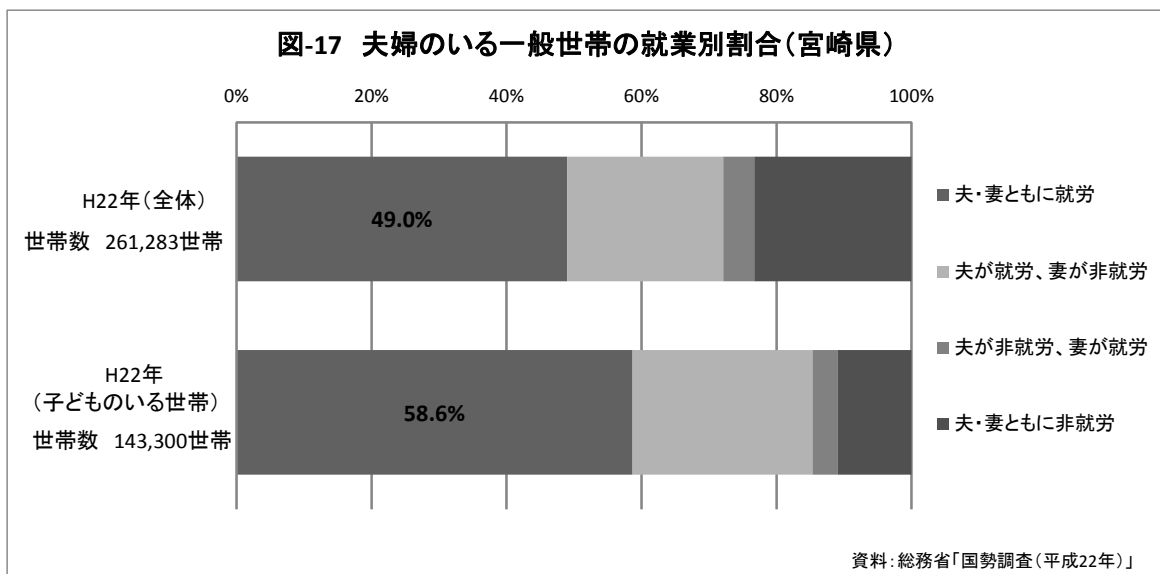


(2) 就業の状況

ア 世帯の就業状況

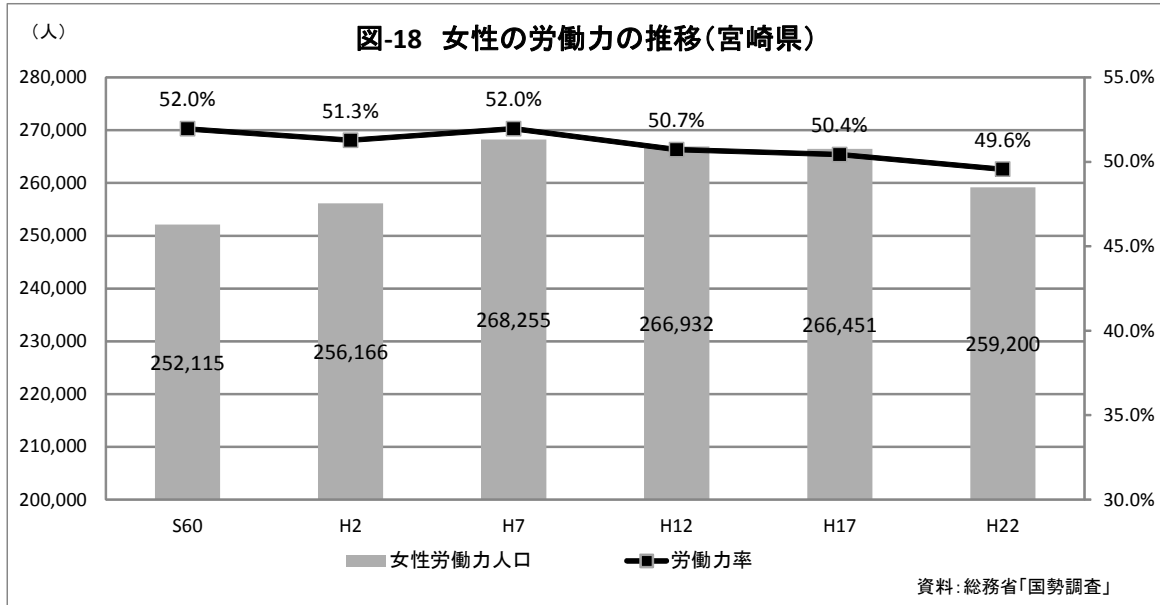
平成22年の夫婦のいる一般世帯について、夫婦の就業状態を見ると、「夫・妻ともに就労」（いわゆる「共働き世帯」）の割合は49.0%となっています。

18歳以下の子どもがいる世帯に絞って夫婦の就業状況を見ると、その割合は更に高まり、58.6%となっています。（図17）

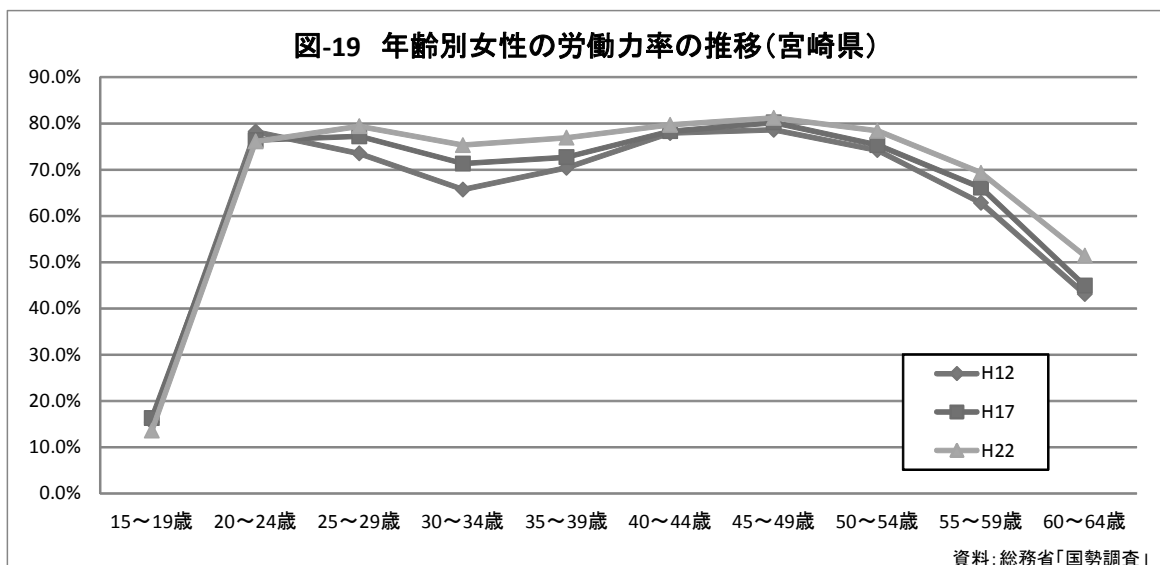


イ 女性の労働力の状況

女性の労働力人口は、平成7年の268,255人をピークに減少傾向にあり、平成22年では259,200人となっています。15歳以上の人口に占める労働力人口である「労働力率」についても、平成7年をピークに緩やかな減少傾向にあり、平成22年では49.6%となっています。(図18)



女性の労働力率を年齢別に見ると、30歳代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いていますが、近年はそのM字の下がり幅が少なくなっています。(図19)

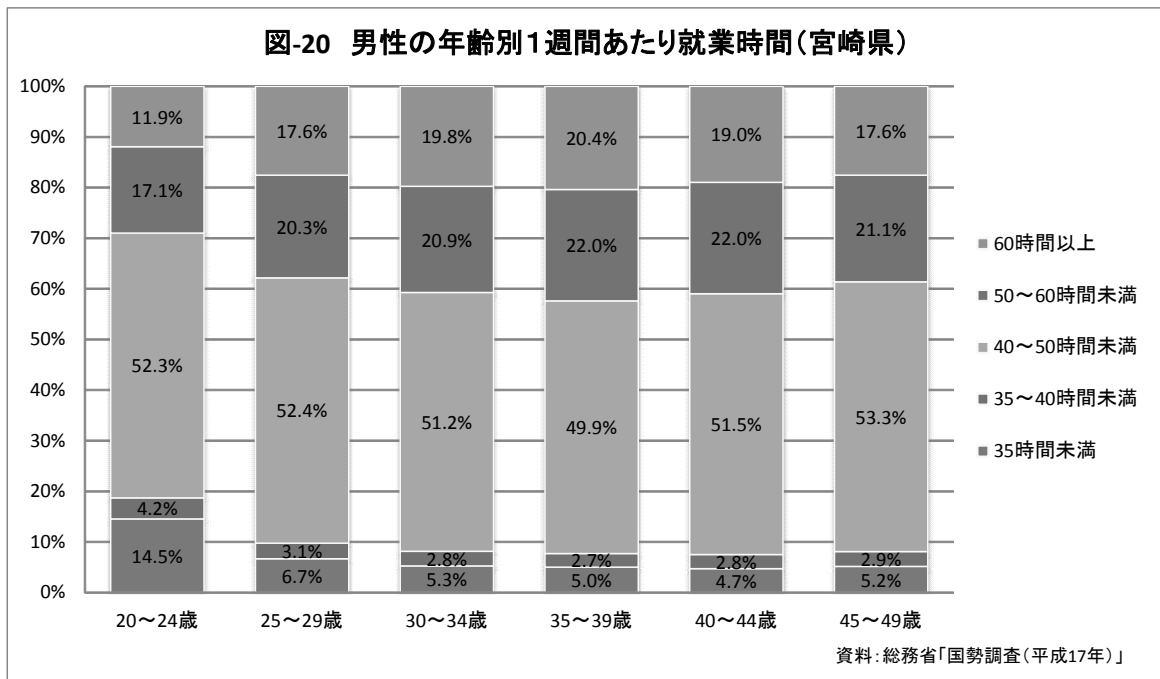


ウ 男性の労働時間の状況

平成17年の「国勢調査」によると、25歳から39歳までの男性の約4割が1週間の就業時間が50時間以上となっています。(図20)

(参考)

厚生労働省の「21世紀成年者縦断調査」(平成14年から継続調査)では、夫の休日の家事・育児が長い家庭(6~8時間)とそうでない家庭における第2子以降の出生の可能性が約3.7倍の差があったことが報告されています。



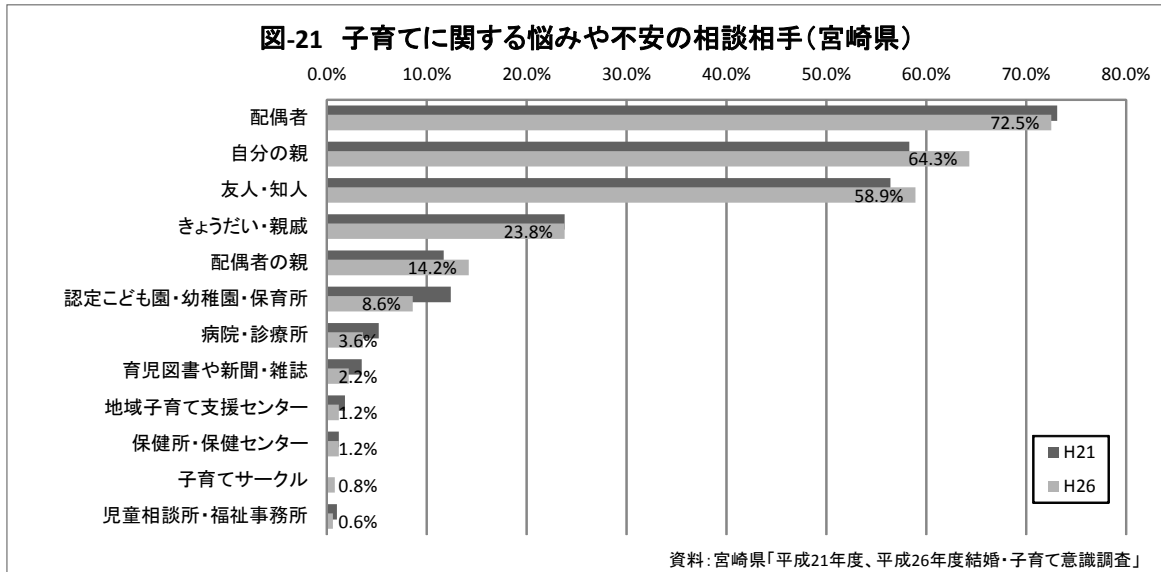
3 子育て・子育ての状況

(1) 子育ての実態

ア 子育てに関する悩みや不安の相談相手

子育てに関する悩みや不安の相談相手については、平成26年度には、「配偶者」が72.5%と最も多く、以下、「自分の親」が64.3%、「友人・知人」が58.9%の順となっており、ほとんどの人が身近な存在である人に相談しています。

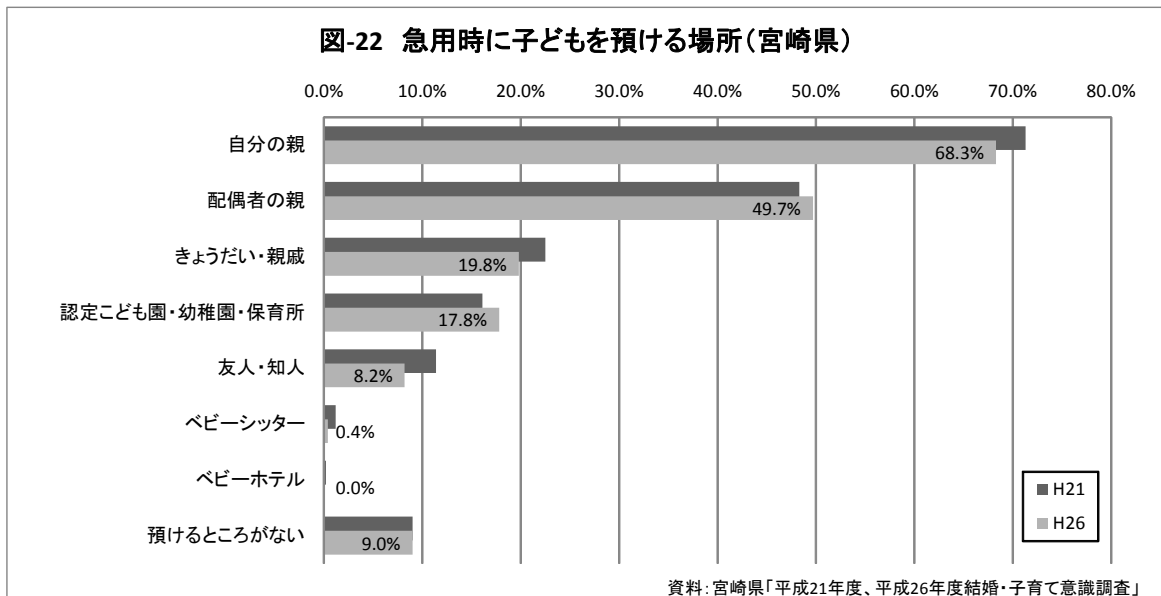
また、施設や子育て支援施設への相談としては、「認定こども園・幼稚園・保育所」が8.6%、「病院・診療所」が3.6%、「地域子育て支援センター」が1.2%となっています。(図21)



イ 急用時に子どもを預ける場所

急な用事が入った場合に子どもを預ける場所については、平成26年度には、「自分の親」が68.3%と最も多く、以下、「配偶者の親」が49.7%、「きょうだい・親戚」が19.8%の順となっています。

前回調査と比べて、「認定こども園・幼稚園・保育所」の利用率がやや上昇しています。(図22)

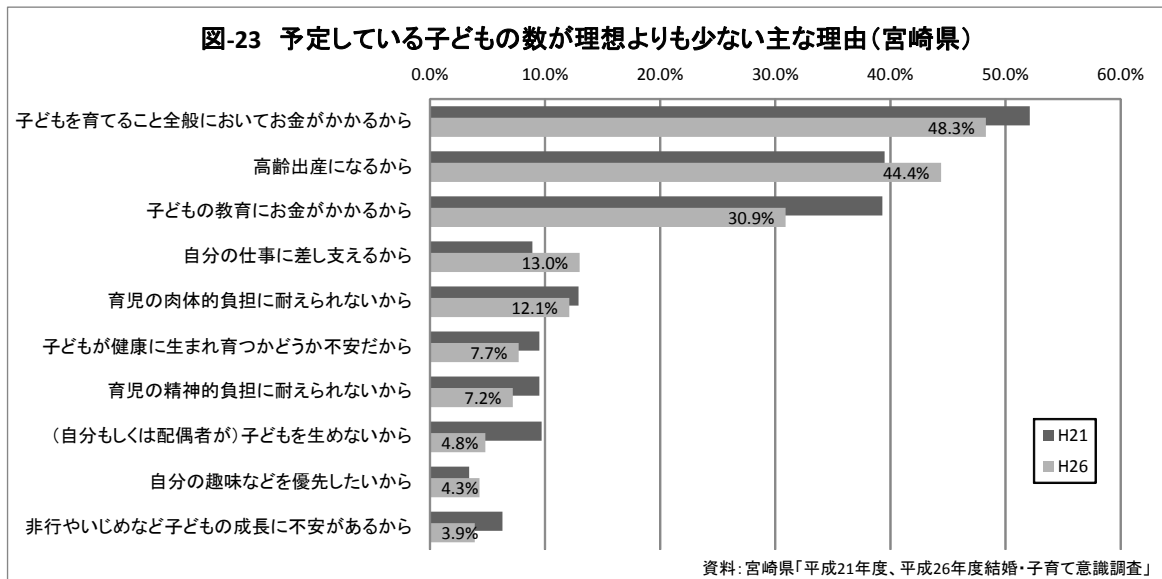


(2) 子育てに関する保護者の意識

ア 出産に関する不安感・負担感

理想の子ども数より予定している子ども数が少ない理由については、「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」が48.3%と最も高く、以下、「高齢出産になるから」が44.4%、「子どもの教育にお金がかかるから」が30.9%となっています。

前回調査と比べて、「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」、「子どもの教育にお金がかかるから」が減少する一方、「高齢出産になるから」、「自分の仕事に差し支えるから」が上昇しています。(図23)

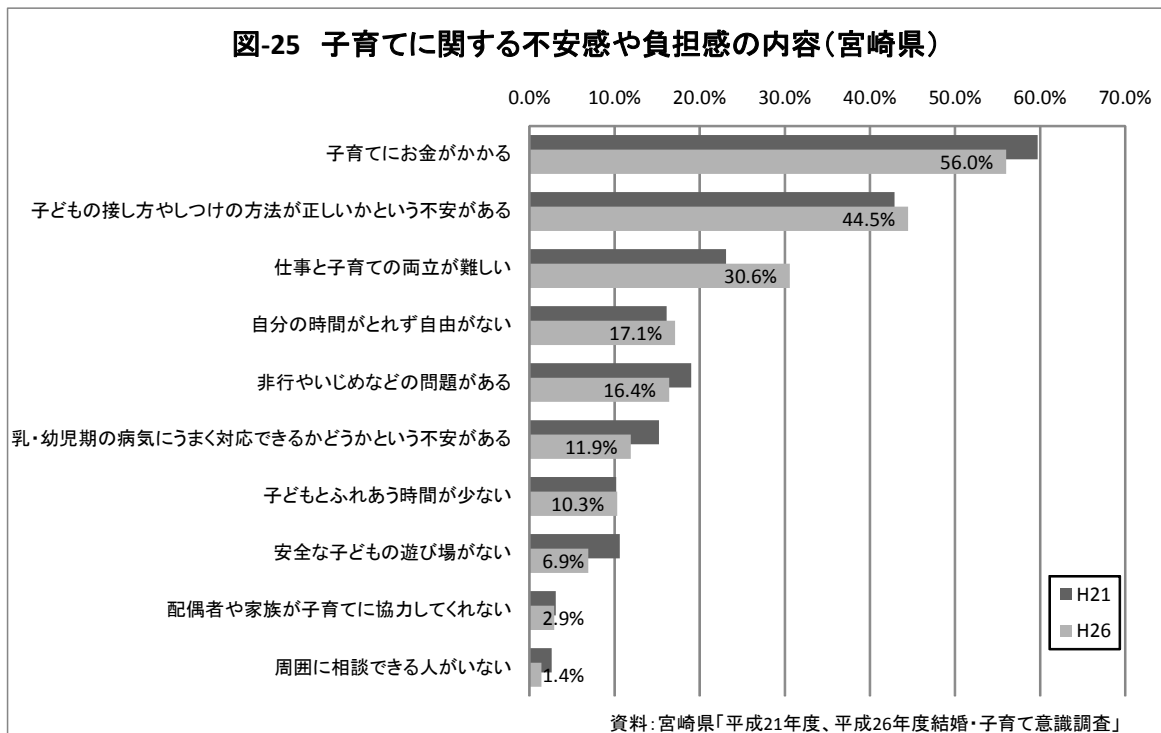
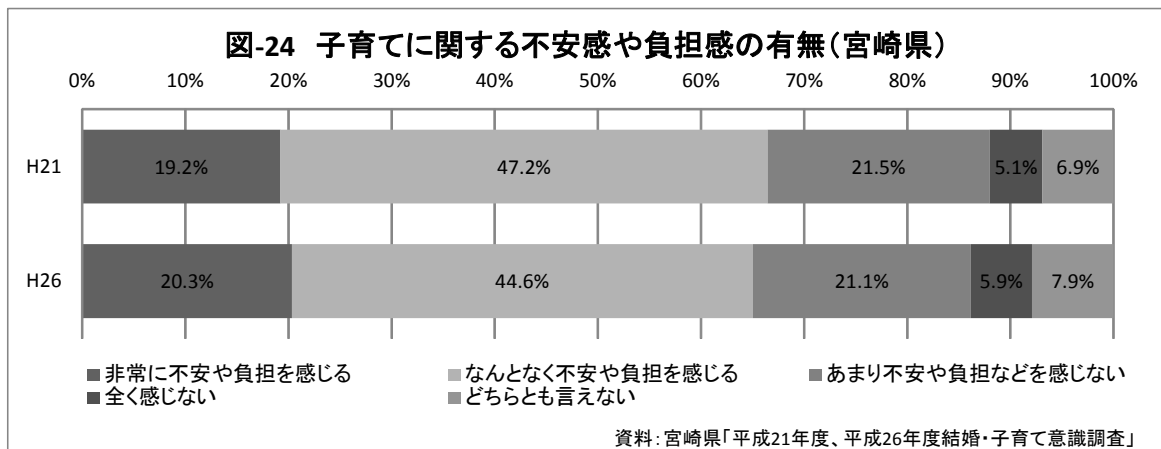


イ 子育てに関する不安感・負担感

子育てをする上での不安感や負担感の有無については、平成26年度には、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計すると、64.9%となっています。(図24)

また、その不安や負担の内容については、「子育てにお金がかかる」が56.0%と最も高く、以下、「子どもの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」が44.5%、「仕事と子育ての両立が難しい」が30.6%となっています。

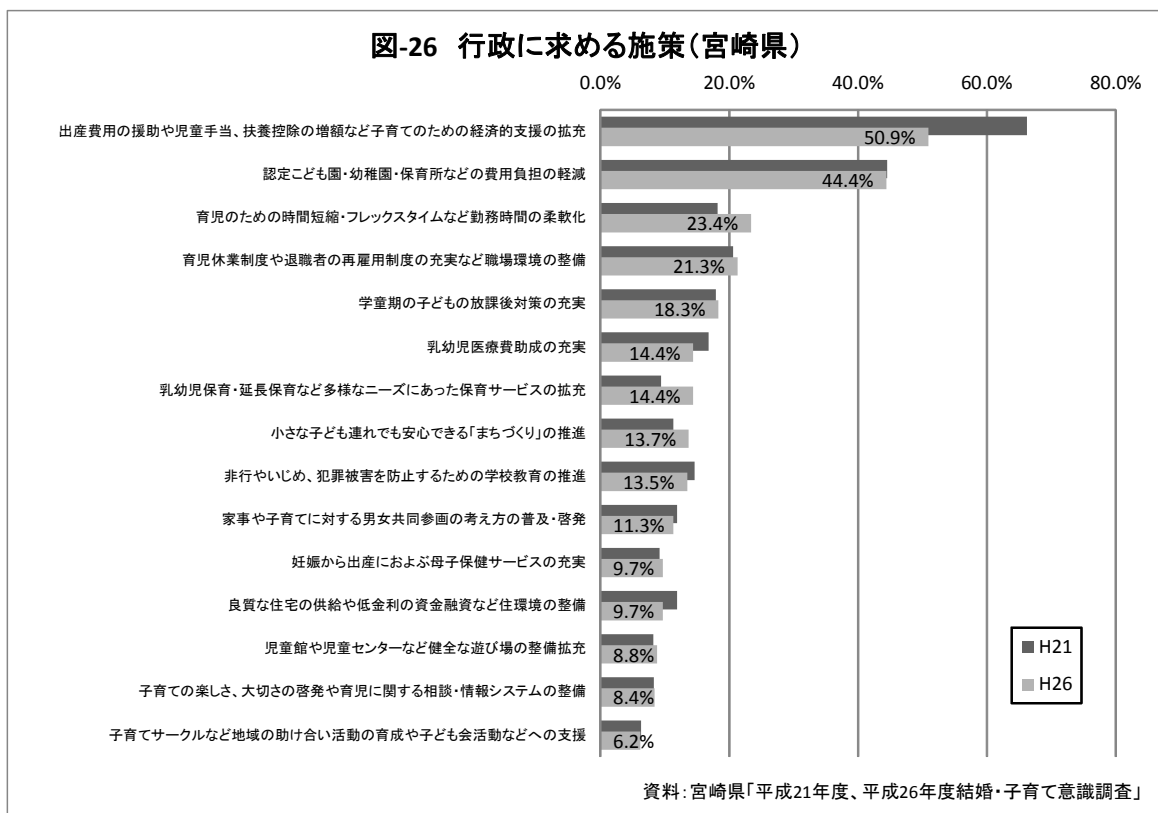
前回の調査と比較すると、「子育てにお金がかかる」が減少する一方、「仕事と子育ての両立が難しい」が上昇しています。(図25)



ウ 子育て環境の整備について行政に望むこと

子育て環境の整備について行政に求める施策については、「出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が50.9%と最も多く、以下、「認定こども園・幼稚園・保育所などの費用負担の軽減」が44.4%、「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」が23.4%となっています。

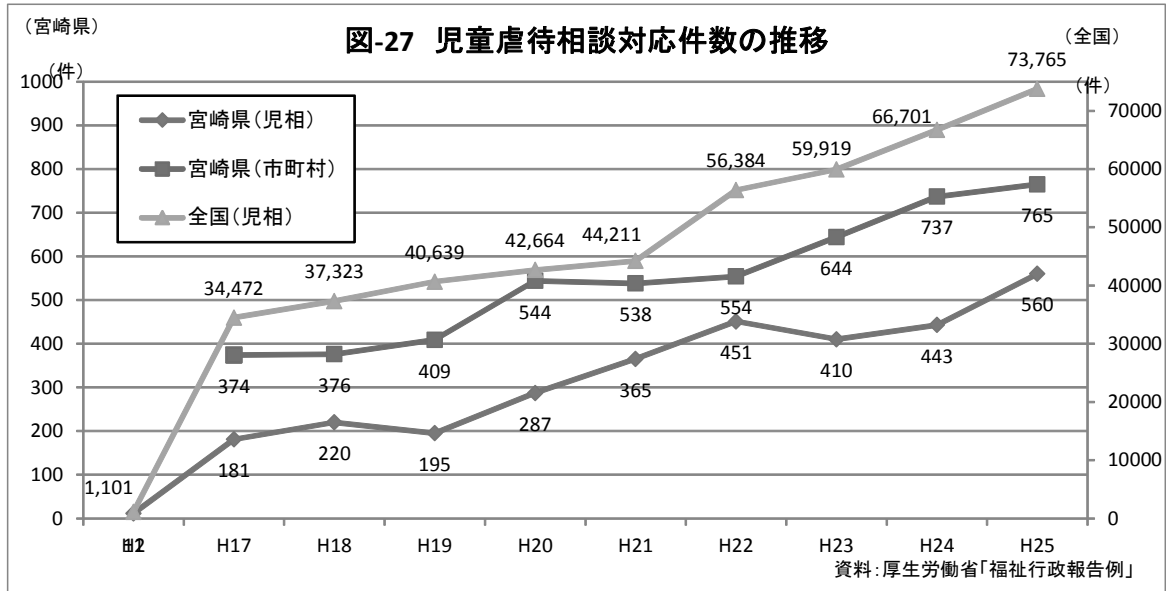
前回調査と比較すると、子育てに係る経済的負担への支援が依然として高い中、勤務時間の柔軟化や育児休業制度の充実等の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る施策への要望が高まっています。（図26）



(3) 子どもの育ちをめぐる状況

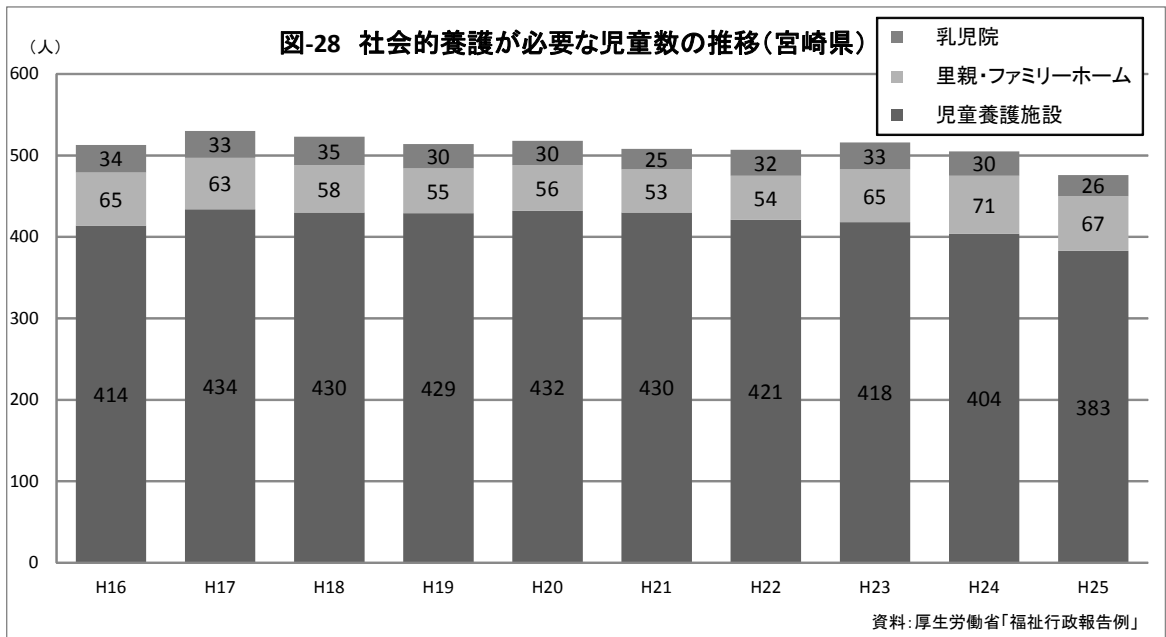
ア 児童虐待に関する相談の状況

児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県の平成25年度の状況は、県、市町村とも過去最高となっています。(図27)



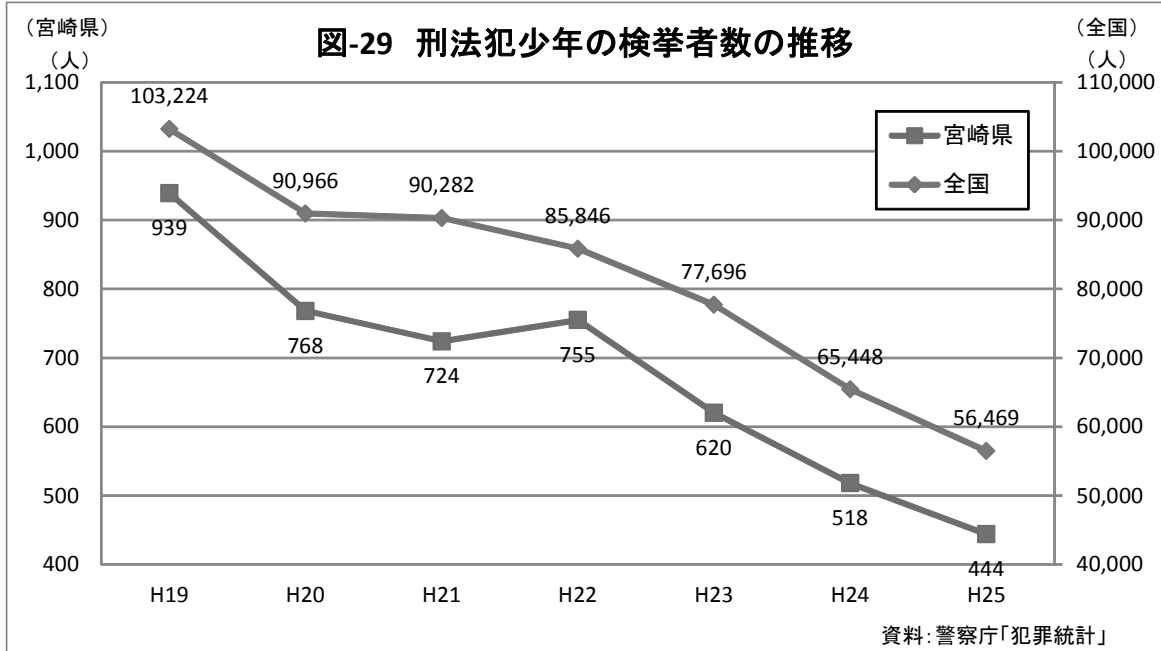
イ 社会的養護が必要な児童の状況

社会的養護が必要な児童数は、平成25年度末において、476名となっています。(図28)



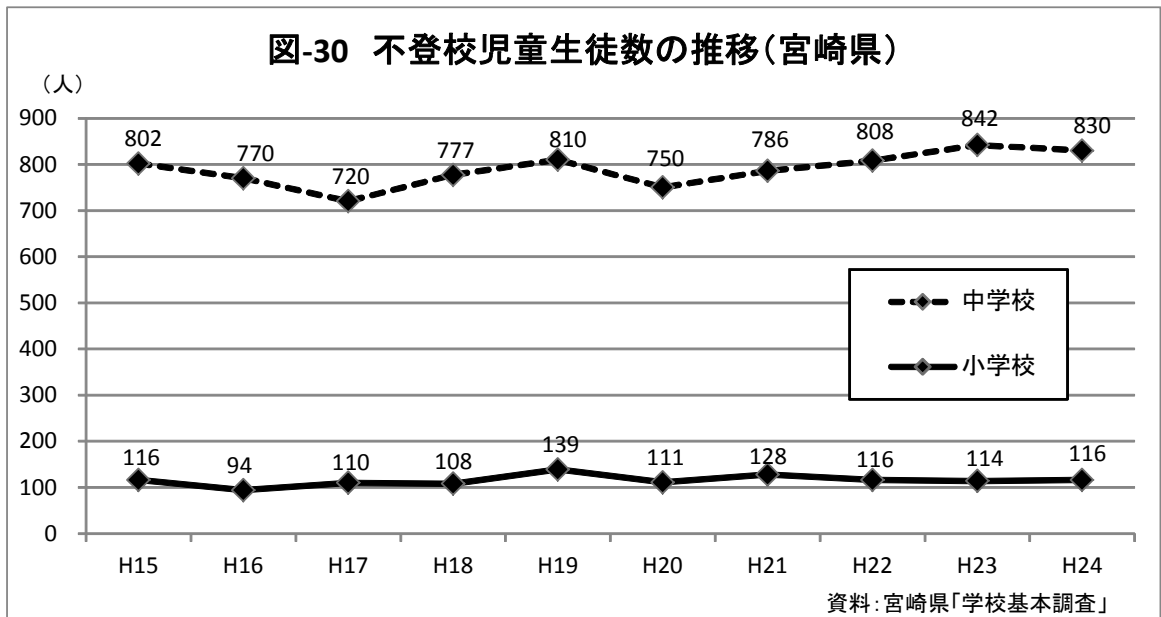
ウ 非行の状況

本県の平成25年の刑法犯少年の検挙者数は、444人となっており、全国と同様、減少傾向にあります。(図29)



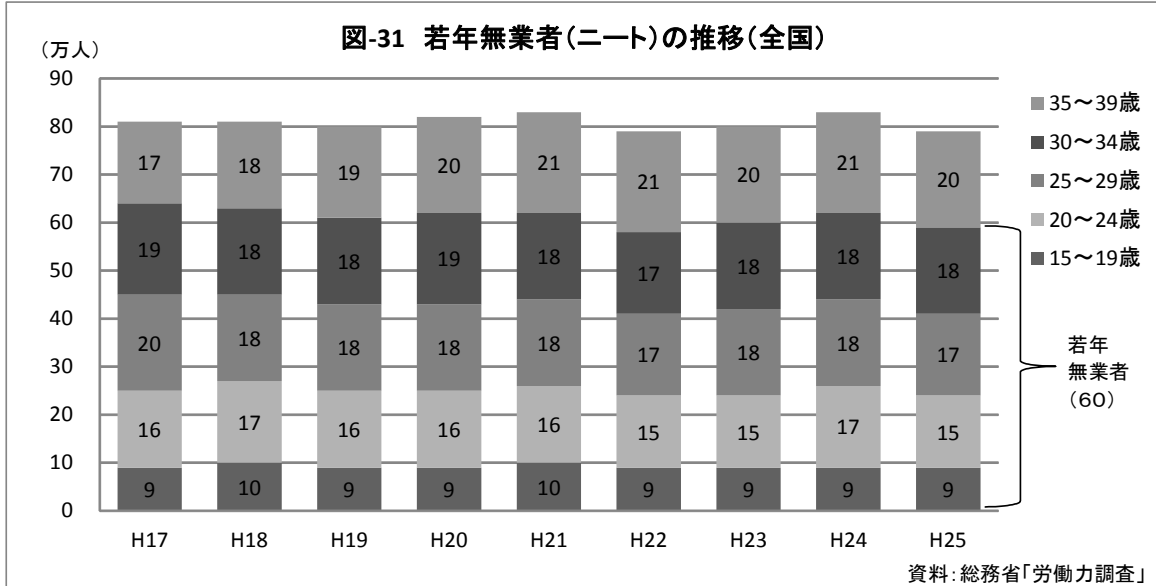
エ 不登校の状況

本県の平成24年度の不登校児童生徒数は、小学校116人、中学校830人となっており、近年は横ばいの傾向にあります。(図30)



オ 全国の若年無業者（ニート）の状況

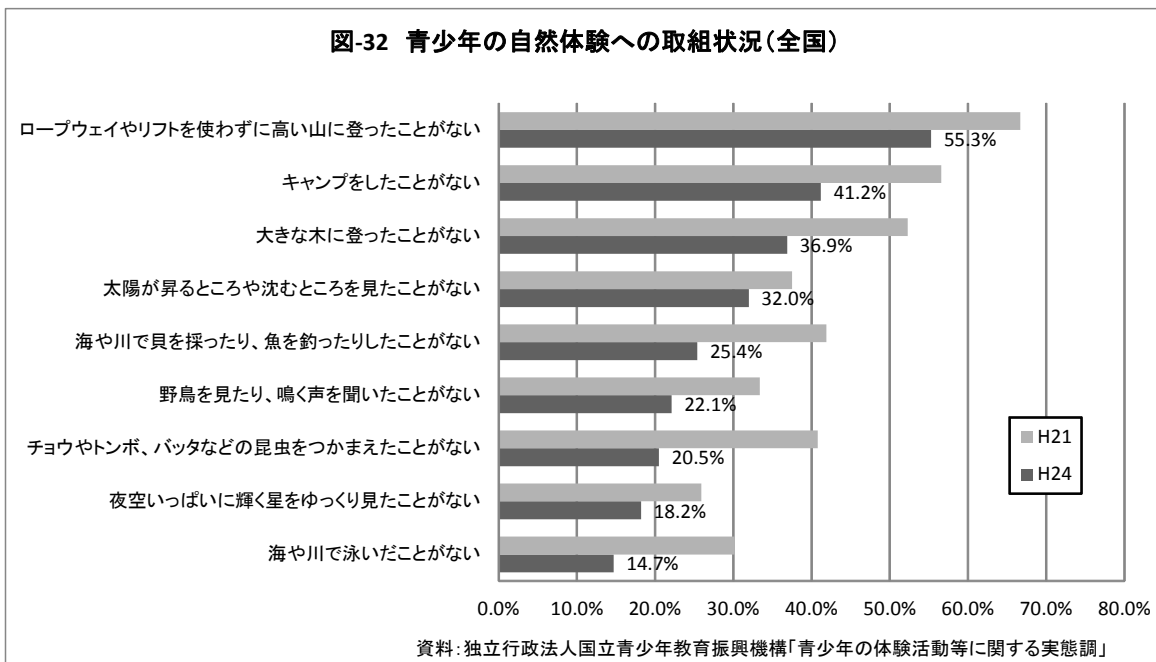
若年無業者（ニート）は全国で約60万人おり、近年は横ばいで推移しています。（図31）



※ 若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

カ 自然体験の状況

自然体験がほとんどない青少年の割合は、平成21年度と比較すると全ての項目について減少しています。（図32）



4 次世代育成支援宮崎県行動計画（後期計画）の推進状況

本県では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく少子化対策の行動計画として「次世代育成支援宮崎県行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけて2期10年間（平成17年度～平成21年度：前期、平成22年度～平成26年度：後期）子育て支援に全庁的に取り組んできました。

その間、子育て支援の気運づくり、子育て支援体制の充実及びワーク・ライフ・バランスの推進等に関して、2つの総合成果指標と47の個別成果指標を掲げ、各種施策を推進してきました。

（1）総合成果指標（2指標）

指 標	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (目標)
子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合（年度）	66.8%	56.7%	59.5%	54.6%	55.8%	50.0%
合計特殊出生率（年）	1.61	1.68	1.68	1.67	1.72	1.70

- ・ 「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」については、計画当初と比べると減少傾向にあるものの、50%代半ばを推移している状況です。
- ・ 本県の「合計特殊出生率」については、平成25年は1.72で全国第2位となっているものの、人口維持に必要とされる2.07には達していません。

（2）個別成果指標（全47項目）

- 平成25年度までに目標に達した指標は25指標となっています。
 - ・ 保育所の待機児童数（0人）
 - ・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設置か所数（208か所）
 - ・ 仕事と家庭の両立応援宣言企業の登録件数（442件）
 - ・ 障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数（93か所） 他21指標
- 平成25年度までに目標に達していない指標は13指標となっています。
 - ・ 地域子育て支援拠点施設の実施か所数（65か所）
 - ・ 子育て短期支援事業の延べ実施市町村数（9団体）
 - ・ 家庭で子どもとの会話を「よくする」人の割合（87%） 他10指標

※ 実績が確定していない指標が9項目

第2章 計画の基本的考え方

1 目的

この計画は、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他子どもに関する法律による施策と相まって、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とします。

2 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

以上のことから、県は目指す方向性として、次の基本理念を掲げることとします。

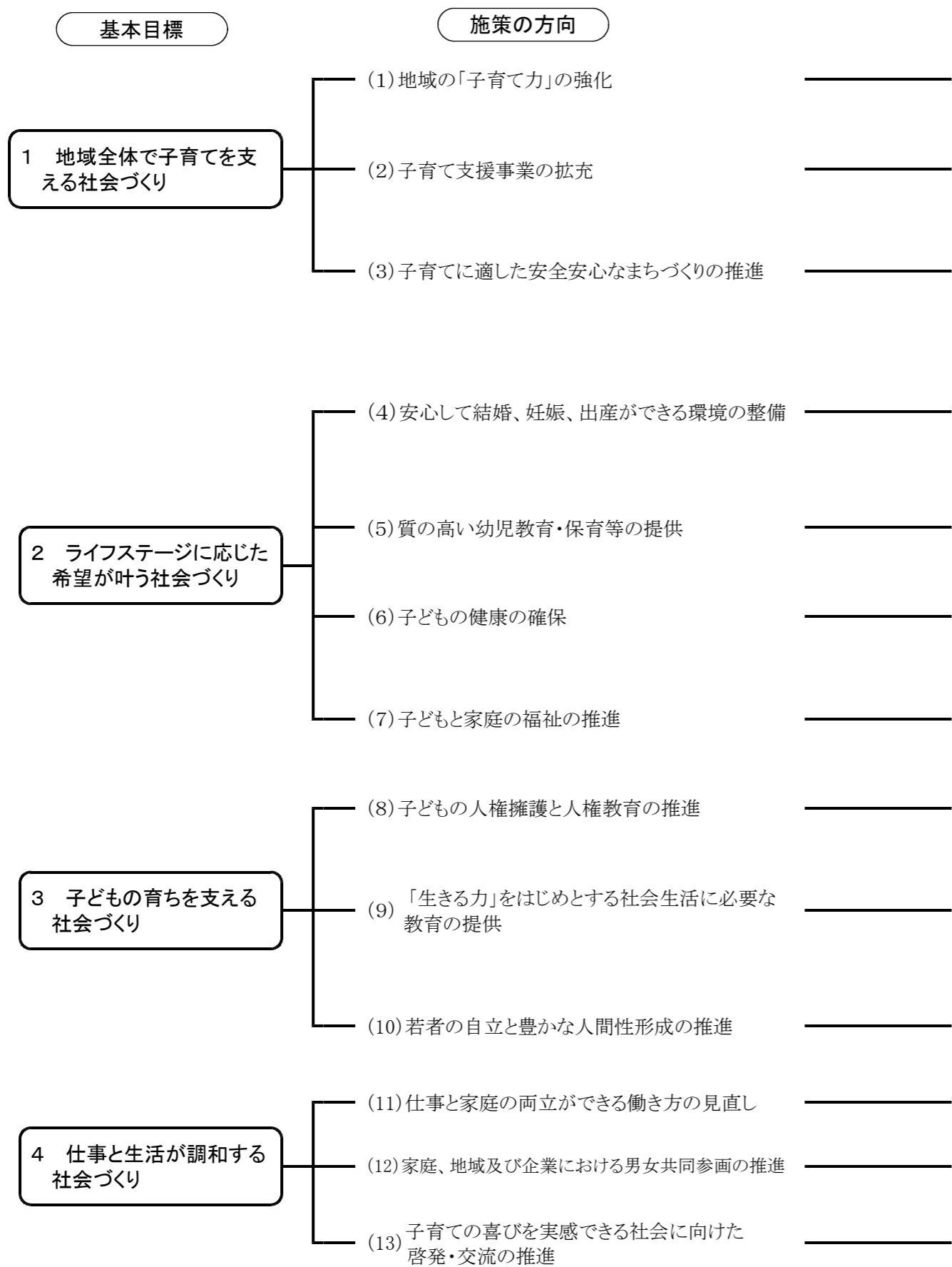
**「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、
「子どもの最善の利益」が実現できるみやぎづくり**

3 基本目標

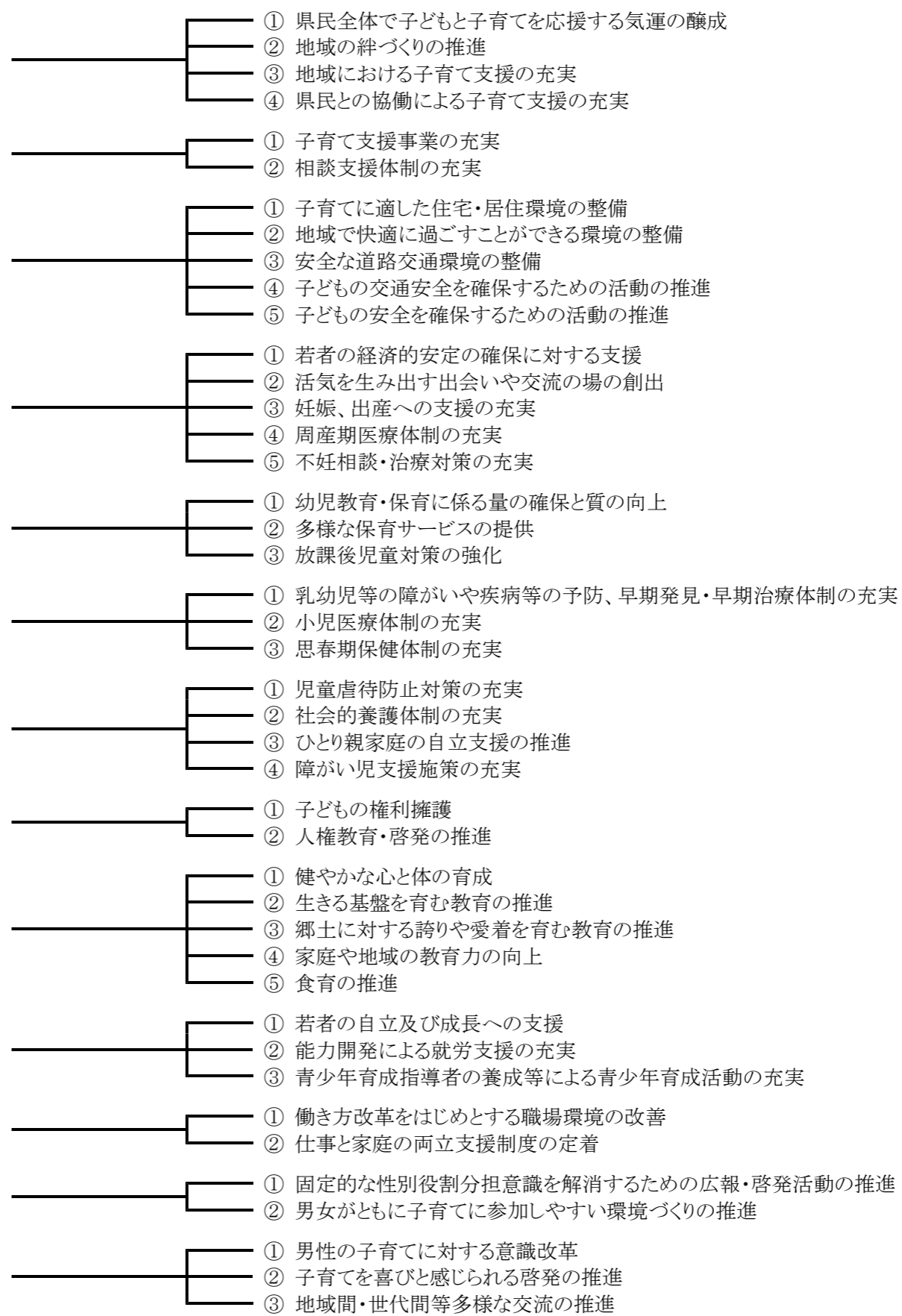
以上の基本理念を踏まえ、以下の4つの基本目標のもと、各種施策の推進を図ります。

- 基本目標1 「地域全体で子育てを支える社会づくり」
- 基本目標2 「ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり」
- 基本目標3 「子どもの育ちを支える社会づくり」
- 基本目標4 「仕事と生活が調和する社会づくり」

基本理念 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、
「子どもの最善の利益」が実現できるみやぎづくり



施策の具体的内容



第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

この計画による各種施策の推進にあたっては、国はもとより、広域的な立場で施策を推進する県、身近な地域住民のニーズに即した施策を実施する市町村、仕事と子育ての両立が図られるよう雇用環境の整備を行う事業主等、社会のあらゆる構成員が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

このような考えのもと、本県は、以下の体制により、施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

(1) 県の推進体制

県では、関係部局から構成され、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を活用し、福祉・保健・医療・教育・労働部門等、全庁的な連携に努め、各種施策の推進を図ります。

(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村を実施主体に据えています。そのような中、県は広域自治体として、教育・保育施設の広域的利用や専門的知識・技術を必要とする分野等において役割を担うこととなりますが、市町村が円滑に子育て支援が展開できるよう、県と市町村の連携強化が必要となってきます。

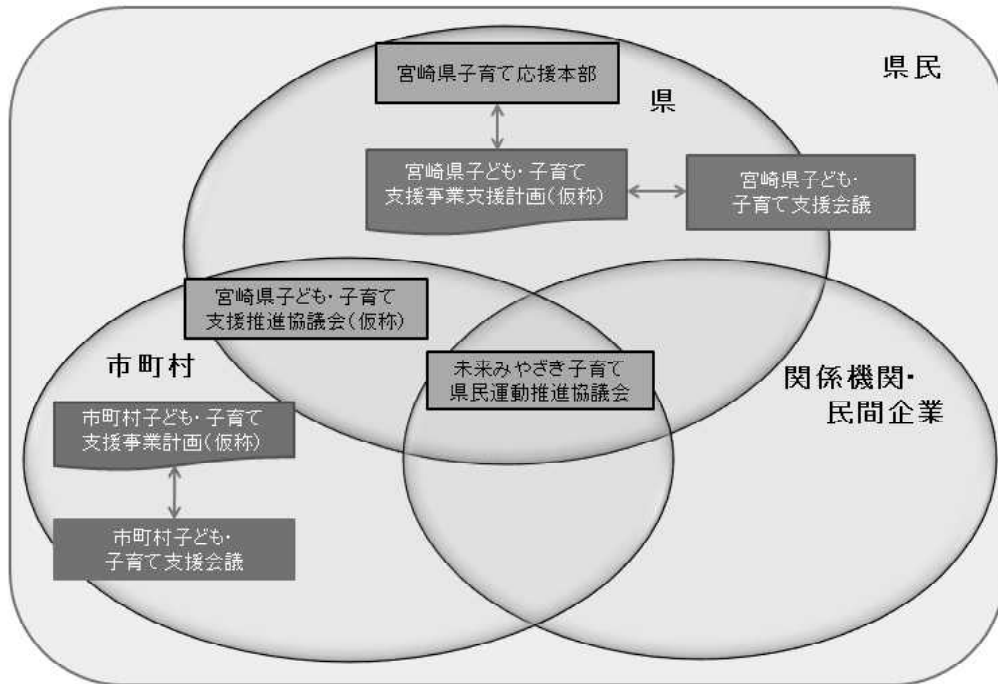
また、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業については、市町村単独での事業展開が困難なものもあり、市町村の区域を越えた広域的な事業展開を検討することも考えられます。

このため、県と市町村から構成される「宮崎県子ども・子育て支援推進協議会（仮称）」を新たに設置し、先駆的な取組に係る情報交換を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携に努め、各種施策の円滑な展開を図ります。

(3) 関係機関及び民間企業との推進体制

事業主、子育て支援団体、学識経験者をはじめとする幅広い関係団体や行政等で構成する「未来みやざき子育て県民運動推進協議会」を活用するなど、子育て支援に対する県民の気運の醸成、企業における子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進など、各種施策の強化に一体となって取り組めます。

宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の推進体制について



2 計画の進捗管理及び評価方法

この計画の進捗状況は、毎年、「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県は、その結果を公表します。

計画の評価・分析にあたっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を総合的に評価するための「総合成果指標」と、各種施策の実施状況を評価するための「個別成果指標」の2種類の指標を用いることとします。

さらに、県内における教育・保育施設については、「量の見込み」と「その確保方策」を需給状況として整理し、その進捗状況についても評価・分析することとします。

なお、具体的な評価方法としては、「PLAN（計画）」、「DO（計画実施）」、「CHECK（点検・評価）」、「ACTION（見直し）」といった「PDCAサイクル」を活用し、計画期間の5年間のうち、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じた施策の改善に努めます。

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

この章では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たって、子ども・子育て支援法に基づき、県が定めるべき事項等を整理するものです。

1 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策の単位として、区域を設定することとなっています。

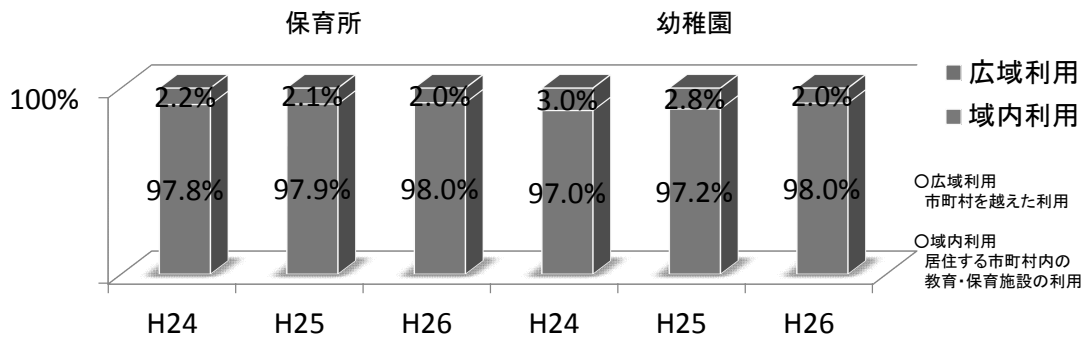
この区域は、県が実施する認可・認定の判断材料となることから、設定に当たっては、本県における教育・保育施設の広域利用の実態等を踏まえる必要があります。

現在、市町村においては、管内の保育施設間の利用調整を図りながら、住民の保育ニーズに対応しており、利用者の多くが居住する市町村内の保育施設を利用しています。

また、教育施設についても、同様に、その利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域については、市町村単位とします。

(参考) 県内の教育・保育施設の利用状況



2 教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

(1) 教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村における教育・保育に係る量の見込みは、現在の教育・保育施設の利用状況に、今後利用したいという潜在的な利用希望（※）を加えたものとなっています。

※ 潜在的な利用希望とは、現在就業していないが、近い将来、就業する見込みがあり、かつ、その際には施設やサービスを利用したいという希望であり、結果的に量の見込みとして、顕在化しないこともあり得ます。

(2) 教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村における教育・保育の提供体制の確保方策は、各教育・保育施設の現状に即して市町村が定める「利用定員」を積み上げたもので、各市町村における教育・保育に係る供給量を示します。

なお、「子ども・子育て支援新制度」の目的として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が掲げられていることから、確保方策には、認可及び確認（※）がなされる教育・保育施設が対象となり、保育機能施設（認可外保育施設）は確保方策の対象とはなりません。

※ 確認とは、市町村が財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(3) 本県における教育・保育の量の見込み及びその確保方策

県の策定する計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育に係る需給状況を、市町村毎に集計したものととなります。

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(宮崎県合計)【暫定値】

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定						
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑤ (④-⑥)
				④ (A+B)	教育二一ズ A	保育二一ズ B	⑥ (C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
H27	6,030	10,725	4,695	23,266	4,724	18,562	20,239	19,992	247	▲ 3,047
H28	5,939	10,699	4,760	22,856	4,624	18,232	20,540	20,298	242	▲ 2,316
H29	5,881	10,795	4,914	22,586	4,572	18,014	20,721	20,477	244	▲ 1,865
H30	5,786	10,794	5,008	22,274	4,522	17,752	20,785	20,539	246	▲ 1,489
H31	5,703	10,794	5,091	22,012	4,468	17,544	20,781	20,537	244	▲ 1,231

年度	3号認定(0歳児)				⑧ (⑦-⑧)	3号認定(1・2歳児)				需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑧	供給量 (総数) II ②+⑤+⑥+ ⑨	II-I ③+⑧+⑩+ ⑪	
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)				量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)						⑨ (⑧-⑩)
		⑨ (E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪ (G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
H27	4,031	3,656	3,643	13	▲ 375	12,754	11,604	11,496	108	▲ 1,150	46,101	46,224	123
H28	3,961	3,713	3,690	23	▲ 248	12,647	11,909	11,738	171	▲ 738	45,403	46,061	1,458
H29	3,887	3,807	3,742	65	▲ 80	12,397	12,178	11,895	283	▲ 219	44,751	47,501	2,750
H30	3,823	3,834	3,764	70	11	12,152	12,231	11,948	283	79	44,035	47,644	3,609
H31	3,745	3,841	3,761	80	96	11,814	12,250	11,957	293	336	43,374	47,666	4,292

※ 1号認定子ども … 満3歳以上で教育を希望する子ども

2号認定子ども … 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、
教育・保育を希望する子ども

3号認定子ども … 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、
保育を希望する子ども

「保育が必要な事由」とは、保育の必要性を客観的に判断するための事由であり、その代表なものは以下のとおりです。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（極めて短時間な就労を除く））
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 求職活動・就学
- ⑤ 虐待やDVの恐れがある場合 等

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(暫定値)

市町村名	1号認定			2号認定						
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育二一ズ A	保育二一ズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
宮崎市	2,760	4,863	2,103	8,353	1,234	7,119	7,132	7,132	0	▲ 1,221
都城市	945	1,316	371	3,780	853	2,927	3,176	3,176	0	▲ 604
延岡市	768	1,046	278	2,458	841	1,617	1,950	1,950	0	▲ 508
日南市	191	356	165	967	175	792	815	815	0	▲ 152
小林市	228	475	247	1,018	89	929	909	909	0	▲ 109
日向市	316	1,000	684	1,308	381	927	998	998	0	▲ 310
串間市	27	50	23	454	48	406	413	413	0	▲ 41
西都市	85	185	100	638	235	403	670	670	0	32
えびの市	45	190	145	393	156	237	275	275	0	▲ 118
三股町	151	40	▲ 111	660	120	540	605	605	0	▲ 55
高原町	18	190	172	169	29	140	159	159	0	▲ 10
国富町	22	50	28	407	63	344	427	427	0	20
綾町	13	13	0	200	80	120	240	240	0	40
高鍋町	111	140	29	422	110	312	383	383	0	▲ 39
新富町	60	120	60	404	48	356	316	316	0	▲ 88
西米良村	6	6	0	26	0	26	26	0	26	0
木城町	0	5	5	181	5	176	148	148	0	▲ 33
川南町	46	105	59	380	46	334	357	357	0	▲ 23
都農町	12	50	38	236	19	217	235	235	0	▲ 1
門川町	86	100	14	375	152	223	375	375	0	0
諫塚村	16	140	124	21	3	18	38	0	38	17
椎葉村	15	55	40	51	0	51	155	0	155	104
美郷町	75	170	95	26	0	26	19	0	19	▲ 7
高千穂町	24	60	36	226	37	189	239	230	9	13
日之影町	6	0	▲ 6	65	0	65	91	91	0	26
五ヶ瀬町	4	0	▲ 4	68	0	68	88	88	0	20
計	6,030	10,725	4,695	23,286	4,724	18,562	20,239	19,992	247	▲ 3,047

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑬ (⑩-⑪)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
宮崎市	959	898	898	0	▲ 61	4,487	4,064	4,044	20	▲ 423	16,559	16,957	398
都城市	964	754	754	0	▲ 210	1,956	1,766	1,766	0	▲ 190	7,645	7,012	▲ 633
延岡市	362	338	338	0	▲ 24	1,359	1,071	1,071	0	▲ 288	4,947	4,405	▲ 542
日南市	160	131	131	0	▲ 29	610	532	532	0	▲ 78	1,928	1,834	▲ 94
小林市	229	243	240	3	▲ 14	541	527	511	16	▲ 14	2,016	2,154	138
日向市	242	249	249	0	7	660	678	678	0	18	2,526	2,925	399
串間市	65	87	87	0	22	258	230	230	0	▲ 28	804	780	▲ 24
西都市	168	170	170	0	2	331	340	340	0	9	1,222	1,365	143
えびの市	73	56	56	0	▲ 17	200	164	164	0	▲ 36	711	685	▲ 26
三股町	180	120	120	0	▲ 60	394	355	355	0	▲ 39	1,385	1,120	▲ 265
高原町	44	45	45	0	1	123	101	101	0	▲ 22	354	495	141
国富町	104	108	108	0	4	222	235	235	0	13	755	820	65
綾町	45	44	44	0	▲ 1	109	98	98	0	▲ 11	367	395	28
高鍋町	62	50	50	0	▲ 12	271	255	255	0	▲ 16	866	828	▲ 38
新富町	94	92	92	0	▲ 2	242	205	205	0	▲ 37	800	733	▲ 67
西米良村	5	5	0	5	0	11	11	0	11	0	48	48	0
木城町	23	13	13	0	▲ 10	101	91	91	0	▲ 10	305	257	▲ 48
川南町	53	40	40	0	▲ 13	242	197	197	0	▲ 45	721	699	▲ 22
都農町	38	40	40	0	2	128	125	125	0	▲ 3	414	450	36
門川町	74	70	70	0	▲ 4	224	210	210	0	▲ 14	759	755	▲ 4
諫塚村	6	0	0	0	▲ 6	23	19	0	19	▲ 4	66	197	131
椎葉村	9	0	0	0	▲ 9	16	0	0	0	▲ 16	91	210	119
美郷町	8	20	15	5	12	35	74	54	20	39	144	283	139
高千穂町	37	53	53	0	16	133	164	142	22	31	420	516	96
日之影町	15	18	18	0	3	41	37	37	0	▲ 4	127	146	19
五ヶ瀬町	12	12	12	0	0	37	55	55	0	18	121	155	34
計	4,031	3,656	3,643	13	▲ 375	12,754	11,604	11,496	108	▲ 1,150	46,101	46,224	123

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(暫定値)

市町村名	1号認定			2号認定						
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育二一ズ A	保育二一ズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
宮崎市	2,751	4,963	2,212	8,326	1,230	7,096	7,332	7,332	0	▲ 994
都城市	894	1,316	422	3,576	807	2,769	3,176	3,176	0	▲ 400
延岡市	761	1,046	285	2,433	832	1,601	1,950	1,950	0	▲ 483
日南市	185	356	171	943	172	771	815	815	0	▲ 128
小林市	223	465	242	986	81	905	919	919	0	▲ 67
日向市	302	1,000	698	1,276	364	912	998	998	0	▲ 278
串間市	27	50	23	446	47	399	413	413	0	▲ 33
西都市	81	175	94	604	222	382	680	680	0	76
えびの市	43	160	117	378	150	228	296	296	0	▲ 82
三股町	155	190	35	673	123	550	605	605	0	▲ 68
高原町	18	40	22	162	28	134	159	159	0	▲ 3
国富町	21	50	29	385	59	326	427	427	0	42
綾町	13	13	0	207	83	124	240	240	0	33
高鍋町	112	110	▲ 2	424	110	314	423	423	0	▲ 1
新富町	60	120	60	399	47	352	316	316	0	▲ 83
西米良村	5	5	0	21	0	21	21	0	21	0
木城町	0	5	5	185	5	180	148	148	0	▲ 37
川南町	48	60	12	392	48	344	382	382	0	▲ 10
都農町	11	50	39	203	17	186	235	235	0	32
門川町	91	100	9	395	159	236	375	375	0	▲ 20
諫塚村	18	140	122	25	4	21	38	0	38	13
椎葉村	14	55	41	51	0	51	155	0	155	104
美郷町	75	170	95	26	0	26	19	0	19	▲ 7
高千穂町	23	60	37	220	36	184	239	230	9	19
日之影町	4	0	▲ 4	64	0	64	91	91	0	27
五ヶ瀬町	4	0	▲ 4	56	0	56	88	88	0	32
計	5,939	10,699	4,760	22,856	4,624	18,232	20,540	20,298	242	▲ 2,316

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑬ (⑩-⑪)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
宮崎市	940	948	943	5	8	4,396	4,264	4,204	60	▲ 132	16,413	17,507	1,094
都城市	953	757	752	5	▲ 196	2,024	1,772	1,767	5	▲ 252	7,447	7,021	▲ 426
延岡市	352	338	338	0	▲ 14	1,314	1,071	1,071	0	▲ 243	4,860	4,405	▲ 455
日南市	156	131	131	0	▲ 25	603	532	532	0	▲ 71	1,887	1,834	▲ 53
小林市	227	238	235	3	11	562	560	544	16	▲ 2	1,998	2,182	184
日向市	234	249	249	0	15	663	678	678	0	15	2,475	2,925	450
串間市	64	87	87	0	23	248	230	230	0	▲ 18	785	780	▲ 5
西都市	164	170	170	0	6	331	340	340	0	9	1,180	1,365	185
えびの市	73	59	59	0	▲ 14	200	170	170	0	▲ 30	694	685	▲ 9
三股町	185	120	120	0	▲ 65	405	355	355	0	▲ 50	1,418	1,270	▲ 148
高原町	42	45	45	0	3	114	121	101	20	7	336	365	29
国富町	102	108	108	0	6	225	235	235	0	10	733	820	87
綾町	45	44	44	0	▲ 1	106	118	118	0	12	371	415	44
高鍋町	61	61	61	0	0	254	262	262	0	8	851	856	5
新富町	91	92	92	0	1	229	205	205	0	▲ 24	779	733	▲ 46
西米良村	5	5	0	5	0	9	9	0	9	0	40	40	0
木城町	23	13	13	0	▲ 10	103	91	91	0	▲ 12	311	257	▲ 54
川南町	52	40	40	0	▲ 12	223	207	207	0	▲ 16	715	689	▲ 26
都農町	34	35	35	0	1	148	130	130	0	▲ 18	396	450	54
門川町	73	70	70	0	▲ 3	208	210	210	0	2	767	755	▲ 12
諫塚村	5	0	0	0	▲ 5	21	19	0	19	▲ 2	69	197	128
椎葉村	9	0	0	0	▲ 9	14	0	0	0	▲ 14	88	210	122
美郷町	8	20	15	5	12	35	74	54	20	39	144	283	139
高千穂町	35	53	53	0	18	134	164	142	22	30	412	516	104
日之影町	16	18	18	0	2	41	37	37	0	▲ 4	125	146	21
五ヶ瀬町	12	12	12	0	0	37	55	55	0	18	109	155	46
計	3,961	3,713	3,690	23	▲ 248	12,647	11,909	11,738	171	▲ 738	45,403	46,861	1,458

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(暫定値)

市町村名	1号認定			2号認定						
	量の見込み(需要量) ①	確保方策(供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
宮崎市	2,718	5,048	2,330	8,225	1,215	7,010	7,487	7,487	0	▲ 738
都城市	905	1,316	411	3,619	817	2,802	3,176	3,176	0	▲ 443
延岡市	742	1,046	304	2,371	811	1,560	1,950	1,950	0	▲ 421
日南市	180	356	176	917	167	750	815	815	0	▲ 102
小林市	211	465	254	937	76	861	919	919	0	▲ 18
日向市	310	1,000	690	1,282	373	909	998	998	0	▲ 284
串間市	27	50	23	448	47	401	413	413	0	▲ 35
西都市	77	175	98	574	211	363	670	670	0	96
えびの市	43	160	117	374	148	226	296	296	0	▲ 78
三股町	161	190	29	686	126	560	640	640	0	▲ 46
高原町	18	40	22	162	28	134	159	159	0	▲ 3
国富町	20	50	30	368	57	311	427	427	0	59
綾町	14	14	0	215	86	129	239	239	0	24
高鍋町	110	110	0	419	109	310	423	423	0	4
新富町	56	120	64	376	45	331	316	316	0	▲ 60
西米良村	5	5	0	23	0	23	23	0	23	0
木城町	0	5	5	188	5	183	148	148	0	▲ 40
川南町	46	60	14	377	46	331	382	382	0	5
都農町	11	50	39	210	17	193	235	235	0	25
門川町	89	100	11	388	149	239	375	375	0	▲ 13
諫塚村	18	140	122	24	4	20	38	0	38	14
椎葉村	15	55	40	49	0	49	155	0	155	106
美郷町	76	170	94	26	0	26	19	0	19	▲ 7
高千穂町	22	60	38	209	35	174	239	230	9	30
日之影町	4	10	6	66	0	66	91	91	0	25
五ヶ瀬町	3	0	▲ 3	53	0	53	88	88	0	35
計	5,881	10,795	4,914	22,586	4,572	18,014	20,721	20,477	244	▲ 1,865

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑬ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
宮崎市	920	988	978	10	68	4,309	4,414	4,324	90	105	16,172	17,937	1,765
都城市	939	766	746	20	▲ 173	2,000	1,793	1,773	20	▲ 207	7,463	7,051	▲ 412
延岡市	342	338	338	0	▲ 4	1,281	1,071	1,071	0	▲ 210	4,736	4,405	▲ 331
日南市	153	153	131	22	0	587	600	532	68	13	1,837	1,924	87
小林市	225	238	235	3	13	556	560	544	16	4	1,929	2,182	253
日向市	226	249	249	0	23	640	678	678	0	38	2,458	2,925	467
串間市	61	87	87	0	26	242	230	230	0	▲ 12	778	780	2
西都市	160	170	170	0	10	328	340	340	0	12	1,139	1,355	216
えびの市	73	62	62	0	▲ 11	200	178	178	0	▲ 22	690	696	6
三股町	190	125	125	0	▲ 65	410	375	375	0	▲ 35	1,447	1,330	▲ 117
高原町	39	45	45	0	6	112	121	101	20	9	331	365	34
国富町	101	108	108	0	7	222	235	235	0	13	711	820	109
綾町	43	44	44	0	1	104	118	118	0	14	376	415	39
高鍋町	60	61	61	0	1	250	262	262	0	12	839	856	17
新富町	87	92	92	0	5	222	205	205	0	▲ 17	741	733	▲ 8
西米良村	5	5	0	5	0	8	8	0	8	0	41	41	0
木城町	23	13	13	0	▲ 10	103	91	91	0	▲ 12	314	257	▲ 57
川南町	50	50	50	0	0	215	215	215	0	0	688	707	19
都農町	34	40	40	0	6	132	125	125	0	▲ 7	387	450	63
門川町	72	70	70	0	▲ 2	204	210	210	0	6	753	755	2
諫塚村	5	0	0	0	▲ 5	18	19	0	19	1	65	197	132
椎葉村	9	0	0	0	▲ 9	14	0	0	0	▲ 14	87	210	123
美郷町	8	20	15	5	12	35	74	54	20	39	145	283	138
高千穂町	34	53	53	0	19	126	164	142	22	38	391	516	125
日之影町	16	18	18	0	2	43	37	37	0	▲ 6	129	156	27
五ヶ瀬町	12	12	12	0	0	36	55	55	0	19	104	155	51
計	3,887	3,807	3,742	65	▲ 80	12,397	12,178	11,895	283	▲ 219	44,751	47,501	2,750

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(暫定値)

市町村名	1号認定			2号認定						⑥ (5-4)
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (2-1)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			
				④(A+B)	教育二一ズ A	保育二一ズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
宮崎市	2,680	5,048	2,368	8,111	1,198	6,913	7,487	7,487	0	▲ 624
都城市	916	1,316	400	3,663	827	2,836	3,176	3,176	0	▲ 487
延岡市	721	1,046	325	2,307	789	1,518	1,950	1,950	0	▲ 357
日南市	174	356	182	886	161	725	815	815	0	▲ 71
小林市	201	465	264	889	73	816	919	919	0	30
日向市	306	1,000	694	1,265	368	897	998	998	0	▲ 267
串間市	25	50	25	418	44	374	413	413	0	▲ 5
西都市	76	175	99	566	208	358	670	670	0	104
えびの市	42	160	118	369	146	223	296	296	0	▲ 73
三股町	158	190	32	698	128	570	695	695	0	▲ 3
高原町	18	40	22	162	28	134	159	159	0	▲ 3
国富町	20	50	30	361	56	305	427	427	0	66
綾町	13	13	0	203	81	122	240	240	0	37
高鍋町	108	110	2	409	106	303	423	423	0	14
新富町	54	120	66	361	43	318	316	316	0	▲ 45
西米良村	5	5	0	25	0	25	25	0	25	0
木城町	0	5	5	192	5	187	154	154	0	▲ 38
川南町	44	60	16	356	43	313	382	382	0	26
都農町	12	50	38	219	18	201	235	235	0	16
門川町	92	100	8	400	162	238	375	375	0	▲ 25
諸塚村	20	140	120	27	4	23	38	0	38	11
椎葉村	13	55	42	47	0	47	155	0	155	108
美郷町	60	170	110	25	0	25	19	0	19	▲ 6
高千穂町	21	60	39	204	34	170	239	230	9	35
日之影町	4	10	6	62	0	62	91	91	0	29
五ヶ瀬町	3	0	▲ 3	49	0	49	88	88	0	39
計	5,786	10,794	5,008	22,274	4,522	17,752	20,785	20,539	246	▲ 1,489

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (8-7)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑬ (⑩-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
宮崎市	900	988	978	10	88	4,221	4,414	4,324	90	193	15,912	17,937	2,025
都城市	929	769	744	25	▲ 160	1,974	1,800	1,775	25	▲ 174	7,482	7,061	▲ 421
延岡市	332	338	338	0	6	1,246	1,071	1,071	0	▲ 175	4,606	4,405	▲ 201
日南市	150	153	131	22	3	573	600	532	68	27	1,783	1,924	141
小林市	223	238	235	3	15	549	560	544	16	11	1,862	2,182	320
日向市	219	249	249	0	30	619	678	678	0	59	2,409	2,925	516
串間市	59	87	87	0	28	237	230	230	0	▲ 7	739	780	41
西都市	158	170	170	0	12	320	340	340	0	20	1,120	1,355	235
えびの市	73	65	65	0	▲ 8	200	186	186	0	▲ 14	684	707	23
三股町	195	140	140	0	▲ 55	415	415	415	0	0	1,466	1,440	▲ 26
高原町	39	45	45	0	6	107	121	101	20	14	326	365	39
国富町	99	108	108	0	9	218	235	235	0	17	698	820	122
綾町	42	44	44	0	2	102	118	118	0	16	360	415	55
高鍋町	58	61	61	0	3	247	262	262	0	15	822	856	34
新富町	84	92	92	0	8	214	205	205	0	▲ 9	713	733	20
西米良村	5	5	0	5	0	8	8	0	8	0	43	43	0
木城町	24	14	14	0	▲ 10	104	94	94	0	▲ 10	320	267	▲ 53
川南町	49	50	50	0	1	209	215	215	0	6	658	707	49
都農町	32	40	40	0	8	124	125	125	0	1	387	450	63
門川町	70	70	70	0	0	202	210	210	0	8	764	755	▲ 9
諸塚村	5	5	5	0	0	14	14	0	14	0	66	197	131
椎葉村	9	0	0	0	▲ 9	14	0	0	0	▲ 14	83	210	127
美郷町	8	20	15	5	12	35	74	54	20	39	128	283	155
高千穂町	33	53	53	0	20	121	164	142	22	43	379	516	137
日之影町	16	18	18	0	2	44	37	37	0	▲ 7	126	156	30
五ヶ瀬町	12	12	12	0	0	35	55	55	0	20	99	155	56
計	3,823	3,834	3,764	70	11	12,152	12,231	11,948	283	79	44,035	47,644	3,609

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況(暫定値)

市町村名	1号認定			2号認定						
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育二一ス A	保育二一ス B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	地域型保育 D	
宮崎市	2,627	5,048	2,421	7,949	1,174	6,775	7,487	7,487	0	▲ 462
都城市	933	1,316	383	3,734	843	2,891	3,174	3,174	0	▲ 560
延岡市	700	1,046	346	2,239	766	1,473	1,950	1,950	0	▲ 289
日南市	171	356	185	871	159	712	815	815	0	▲ 56
小林市	206	465	259	907	74	833	919	919	0	12
日向市	303	1,000	697	1,253	365	888	998	998	0	▲ 255
串間市	25	50	25	402	42	360	413	413	0	11
西都市	75	175	100	563	207	356	670	670	0	107
えびの市	42	160	118	371	147	224	296	296	0	▲ 75
三股町	163	190	27	710	130	580	695	695	0	▲ 15
高原町	18	40	22	152	26	126	159	159	0	7
国富町	20	50	30	363	56	307	427	427	0	64
綾町	13	13	0	199	80	119	240	240	0	41
高鍋町	103	110	7	391	102	289	423	423	0	32
新富町	51	120	69	343	41	302	316	316	0	▲ 27
西米良村	5	5	0	23	0	23	23	0	23	0
木城町	0	5	5	195	5	190	154	154	0	▲ 41
川南町	41	60	19	335	41	294	382	382	0	47
都農町	12	50	38	233	19	214	235	235	0	2
門川町	88	100	12	379	154	225	375	375	0	▲ 4
諫塚村	16	140	124	23	4	19	38	0	38	15
椎葉村	12	55	43	41	0	41	155	0	155	114
美郷町	51	170	119	25	0	25	19	0	19	▲ 6
高千穂町	21	60	39	201	33	168	239	230	9	38
日之影町	4	10	6	62	0	62	91	91	0	29
五ヶ瀬町	3	0	▲ 3	48	0	48	88	88	0	40
計	5,703	10,794	5,091	22,012	4,468	17,544	20,781	20,537	244	▲ 1,231

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑬ (⑩-⑪)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	地域型保育 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	地域型保育 H				
宮崎市	881	988	978	10	107	4,131	4,414	4,324	90	283	15,588	17,937	2,349
都城市	914	773	738	35	▲ 141	1,950	1,811	1,776	35	▲ 139	7,531	7,074	▲ 457
延岡市	322	338	338	0	16	1,212	1,071	1,071	0	▲ 141	4,473	4,405	▲ 68
日南市	143	153	131	22	10	560	600	532	68	40	1,745	1,924	179
小林市	220	238	235	3	18	543	560	544	16	17	1,876	2,182	306
日向市	210	249	249	0	39	599	678	678	0	79	2,365	2,925	560
串間市	56	87	87	0	31	227	230	230	0	3	710	780	70
西都市	153	170	170	0	17	314	340	340	0	26	1,105	1,355	250
えびの市	73	68	68	0	▲ 5	200	194	194	0	▲ 6	686	718	32
三股町	200	140	140	0	▲ 60	420	415	415	0	▲ 5	1,493	1,440	▲ 53
高原町	38	45	45	0	7	103	121	101	20	18	311	365	54
国富町	97	108	108	0	11	215	235	235	0	20	695	820	125
綾町	41	44	44	0	3	100	118	118	0	18	353	415	62
高鍋町	58	61	61	0	3	241	262	262	0	21	793	856	63
新富町	81	92	92	0	11	205	205	205	0	0	680	733	53
西米良村	5	5	0	5	0	8	8	0	8	0	41	41	0
木城町	24	14	14	0	▲ 10	104	94	94	0	▲ 10	323	267	▲ 56
川南町	47	50	50	0	3	204	215	215	0	11	627	707	80
都農町	30	40	40	0	10	120	125	125	0	5	395	450	55
門川町	69	70	70	0	1	199	210	210	0	11	735	755	20
諫塚村	5	5	5	0	0	14	14	0	14	0	58	197	139
椎葉村	10	0	0	0	▲ 10	14	0	0	0	▲ 14	77	210	133
美郷町	8	20	15	5	12	35	74	54	20	39	119	283	164
高千穂町	32	53	53	0	21	117	164	142	22	47	371	516	145
日之影町	16	18	18	0	2	44	37	37	0	▲ 7	126	156	30
五ヶ瀬町	12	12	12	0	0	35	55	55	0	20	98	155	57
計	3,745	3,841	3,761	80	96	11,914	12,250	11,957	293	336	43,374	47,666	4,292

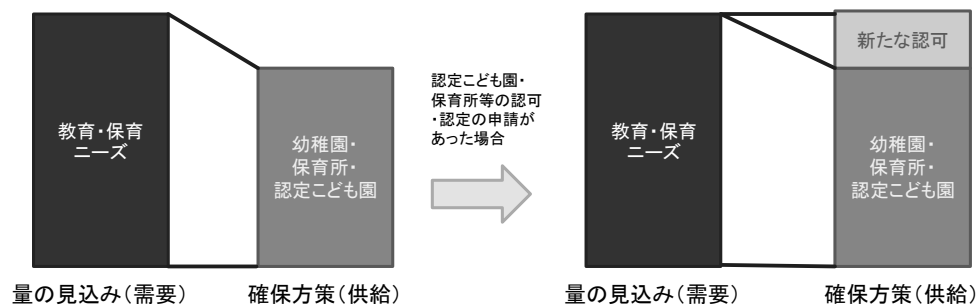
3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的考え方

認定こども園及び保育所等の認可・認定については、県が市町村の各年度における需給状況を基に判断します。なお、宮崎市内の幼保連携型認定こども園及び保育所の認可については、宮崎市が行うこととなります。

具体的には、認定こども園及び保育所等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、市町村毎における供給総量が、需要総量に達するまで、認可・認定することとします。

《認可・認定のイメージ》



(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合における需給調整

幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合、教育・保育に係る需給の均衡が既にとれている市町村においては、上記(1)に記載した方法では、認定こども園の認可・認定ができないこととなります。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担うことから、その設置を促す必要があります。

このことから、教育・保育の需給について既に均衡がとれている市町村においても、認可・認定基準を満たす場合は、過度な供給過剰とまらない範囲において、原則認可・認定することとします。

具体的な認可・認定に係る考え方については次のとおりです。

- ① 認可・認定を希望する年度において、市町村における教育・保育に係る需給状況から供給過剰にないかどうか判断します。
- ② ①の結果、既に需給の均衡がとれている市町村において、幼稚園から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、2号認定子ども及び3号認定子どもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうか判断します。

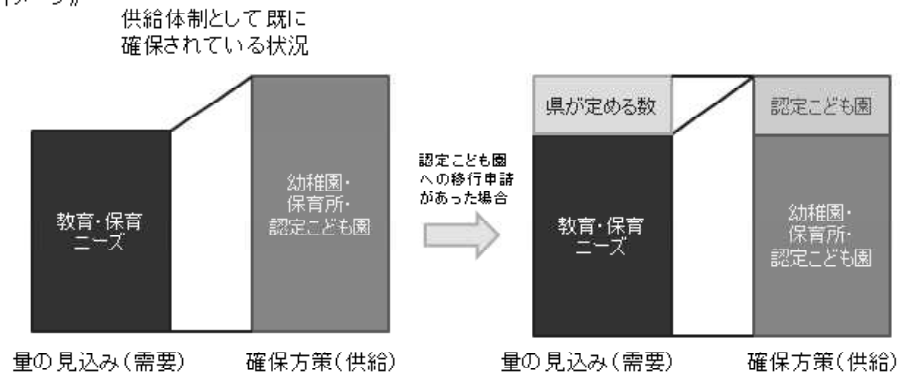
また、保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、1号認定子どもの需給状況をもとに、供給過剰にないかどうかを判断します。

- ③ ①、②の結果、需給状況を理由に、認定こども園の認可・認定ができない市町村において、幼稚園及び保育所から認定こども園への認可・認定申請があった場合は、市町村毎における需要総量に「県が定める数」を加えた量の範囲内で、認可・認定の判断を行います。

「県が定める数」については、「市町村における教育・保育の供給総量から需要総量を差し引いた数」とします。

- ④ ①、②及び③の結果、認定こども園の認可・認定ができない場合、当該市町村と協議の上、その可否について検討するものとします。

《上記④のイメージ》



4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、地域における子育て支援の中核的役割を担うことから、本県においても、その設置、移行を推進していくことが必要です。

本県の認定こども園は平成25年度末で42園であり、計画期間の最終年度である平成31年度までに120園を目指していくこととします。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
認定こども園数	80	90	100	110	120

(2) 認定こども園への移行に対する支援

- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に関し、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、利用促進を図ります。
- 認定こども園の中でも、最も質の高い「幼保連携型認定こども園」への移行を推奨することにより、教育・保育の質の更なる向上を促進します。
- 認定こども園において従事する保育教諭（※1）の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- 実務経験を有する教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る時限的特例（※2）について、その内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所の教職員を対象とした研修内容の充実に努め、喫緊の課題に対応できる職員資質の向上を図ります。

※1 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

※2 「子ども・子育て支援新制度」の施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の一方しか有していない教職員について、一定期間の実務経験により、資格の取得について軽減措置が講じられることとなっています。

(参考)**地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策**

「子ども・子育て支援新制度」においては、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた施設型給付や小規模保育事業等の地域型保育給付の創設のほか、地域における子育て支援事業を法定化し、実施主体となる市町村が住民のニーズに対し、計画的に各種事業を実施していくこととなります。

法定化された子育て支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として、以下の13の事業から構成されます。

ここでは、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、定量的なものとして整理できる事業について、県全体の量の見込み及びその確保方策を記載するものです。

○ 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

地域子育て支援拠点事業

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)	量の見込み (人)	確保方策 (箇所)
50,183	73	49,298	75	48,275	79	47,278	80	46,265	81

妊婦健康診査

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
12,104	12,104	11,914	11,914	11,705	11,705	11,517	11,517	11,334	11,334

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

H27		H28		H29		H30		H31	
乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)	乳児全戸 (人)	養育支援 (人)
9,434	1,005	9,304	1,007	9,150	1,009	9,021	1,011	8,875	1,013

子育て援助支援事業(※ファミリー・サポート・センター事業のうち、小学校就学前の児童のみを積算)

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
3,286	2,492	3,293	2,584	3,330	2,679	3,383	2,785	3,393	2,878

一時預かり事業(幼稚園在園児対応型)

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
1,117,492	1,129,582	1,098,251	1,117,123	1,088,514	1,113,795	1,075,678	1,109,161	1,065,818	1,103,482

一時預かり事業(幼稚園在園児対応型以外)

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
261,639	207,427	257,042	213,146	252,333	224,088	248,096	229,838	243,943	241,665

延長保育事業

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
10,253	10,174	10,109	10,065	9,957	9,955	9,787	9,809	9,634	9,672

病児保育事業

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
49,353	25,747	48,757	28,403	47,976	31,522	47,184	36,197	46,487	38,944

放課後児童クラブ(低学年)

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
9,880	8,165	9,894	8,493	9,843	8,777	9,835	8,994	9,742	9,108

放課後児童クラブ(高学年)

H27		H28		H29		H30		H31	
量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)	量の見込み (人)	確保方策 (人)
3,786	1,396	3,766	1,481	3,762	1,681	3,788	1,878	3,765	2,257

5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たって、基本となるのは人材です。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の量と質の確保については、国、県、市町村及び教育・保育施設等を提供する事業者に共通する課題です。

(1) 教育・保育施設等に従事する者についての需給状況

① 教育・保育等に係る必要な従事者数（需要量）

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた教育・保育に係る量の見込みについて、配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算したものが需要量となります。

なお、量の見込みは、教育・保育施設の利用状況に潜在的ニーズが加わったものであり、現行の利用水準よりも高いということに留意が必要です。

② 教育・保育施設等において確保可能な従事者数（供給量）

①の需要量に関わらず、過去における教育・保育従事者数を入職・離職の状況を勘案し、計画期間内における本県の教育・保育従事者数を推定したものが供給量となります。

なお、需給状況は以下の3パターンを用いて示すこととします。

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

(イ) 教育・保育の質の向上を図る場合に配置が必要な職員数

(ウ) 本県の現在の教育・保育施設において配置されている水準による職員数

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

年度	保育教諭			保育士			幼稚園教諭		
	需要量①	供給量②	②-①	需要量③	供給量④	④-③	需要量⑤	供給量⑥	⑥-⑤
H27	595	773	178	3,754	4,784	1,030	247	940	693
H28	616	820	204	3,677	4,773	1,096	242	937	695
H29	620	846	226	3,595	4,780	1,185	236	933	697
H30	607	846	239	3,535	4,809	1,274	233	929	696
H31	597	854	257	3,469	4,834	1,365	228	927	699

(イ) 教育・保育の質の向上を図る場合に配置が必要な職員数

年度	保育教諭			保育士			幼稚園教諭		
	需要量①	供給量②	②-①	需要量③	供給量④	④-③	需要量⑤	供給量⑥	⑥-⑤
H27	616	773	157	3,858	4,784	926	321	940	619
H28	638	820	182	3,776	4,773	997	316	937	621
H29	642	846	204	3,693	4,780	1,087	308	933	625
H30	628	846	218	3,632	4,809	1,177	304	929	625
H31	618	854	236	3,565	4,834	1,269	298	927	629

(ウ) 本県の現在の教育・保育施設において配置されている水準による職員数

年度	保育教諭			保育士			幼稚園教諭		
	需要量①	供給量②	②-①	需要量③	供給量④	④-③	需要量⑤	供給量⑥	⑥-⑤
H27	838	773	-65	4,979	4,784	-195	312	940	628
H28	868	820	-48	4,849	4,773	-76	306	937	631
H29	874	846	-28	4,738	4,780	42	298	933	635
H30	855	846	-9	4,657	4,809	152	294	929	635
H31	841	854	13	4,567	4,834	267	288	927	639

③ 教育・保育施設等に従事する者についての需給状況

以上のことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた教育・保育に係る量の見込みに対し、②の(ア)及び(イ)の場合は、計画期間を通して、保育教諭、保育士、幼稚園教諭が不足する状況ではありません。

しかしながら、教育・保育の質の向上等の観点を踏まえ、現在と同じ水準で職員を配置する場合(②の(ウ)の場合)、保育教諭は平成30年度まで、保育士は平成28年度まで、その確保について努める必要があります。

(2) 教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策

教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策として、以下の内容に取り組みます。

- 教育・保育施設、教育機関、保育士養成機関及び行政機関から構成される場において、官民一体となった人材確保方策の検討を行います。
- 保育士資格を有しながら現在就業していない保育士のうち、就業意欲のある者を対象に、現在の教育・保育の現状や各種制度に対する研修を実施するなど、職場復帰支援を行います。
- 中学生や高校生に対するキャリア教育を通じて、教育・保育の職の魅力を伝えるとともに、次代の教育・保育の担い手の確保に努めます。
- 認定こども園への移行促進を図るに当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、「子ども・子育て支援新制度」施行後5年間の特例として実施される勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知するとともに、その活用促進を図ります。
- 認定こども園、幼稚園、保育所の教職員を対象とした初任者研修及び10年目研修について、その研修内容の充実を図るとともに、ペアレントトレーナー養成や特別な配慮が必要な児童に対応するための研修等、現場における喫緊の課題に対応できるための研修についても、更なる充実に努めます。
- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。
- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。
- 地域子ども・子育て支援事業等の子育て支援分野で活躍する人材を養成するため、市町村等が実施する研修を支援することにより、子ども・子育て支援の充実を図ります。

6 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県及び国は市町村を重層的に支えます。

そのような中、各市町村は、その区域を越えた教育・保育の利用の実態がある場合は、計画の作成に当たり、関係市町村と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策について事前に調整を行う必要があります。

県が策定する計画は、市町村が策定する計画を積み上げたものとなることが基本となりますが、策定過程において、県は、市町村との協議（子ども・子育て支援法に定義された法定協議）・意見交換会等を行うなど、広域的見地から調整を行ってきました。

今後、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実状を踏まえ、計画の見直しが必要となった場合は、今回の策定作業と同様、市町村間の調整等を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとする場合又は変更しようとする場合は、子ども・子育て支援法の規定により、あらかじめ県に協議することが必要です。

7 教育・保育情報の公表

子どもの保護者が、教育・保育の利用に当たって適切な選択を行えるよう、県は、子ども・子育て支援法の規定により、教育・保育施設等の情報について、法の定める内容について、適宜、公表することとします。

なお、公表内容（※）については、県のホームページに掲載することとし、その内容に変更がある都度、速やかに変更していくこととします。

※ 子ども・子育て支援法施行規則に記載された公表項目例

- ・施設又は事業所を運営する法人に関する事項
 - 法人の名称、所在地、連絡先、法人の代表者、設立年月日等
- ・教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
 - 施設等の名称、所在地、連絡先、施設等の管理者、認可年月日等
- ・施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項
 - 職種別従業者の数、勤務形態、労働時間、経験年数、免許等の有無等
- ・教育・保育の内容に関する事項
 - 開所時間、利用定員、教育・保育の内容、居室の面積、園庭の面積等

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

この章では、子ども・子育てに係る総合的かつ効果的な推進を図るため、基本目標のもと、各種施策を体系的に整理するものです。

1 施策の内容

基本目標1

地域全体で子育てを支える社会づくり

施策の方向

(1) 地域の「子育て力」の強化

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する助言や支援等が得られにくくなっています。

子どもが健やかに生まれ、安心して子育てができる環境づくりのためには、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげるなどの子育て支援が必要です。

このため、地域における子育て支援の必要性について、社会全体で認識・理解を深めていくための普及・啓発に努めるとともに、県民、企業、NPO等との協働により各種対策を推進します。

施策の具体的内容

① 県民全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成

- 行政、関係団体、事業所等が一体となって子育て支援に取り組む「未来みやぎ子育て県民運動」を広く展開し、誰もが安心して子どもを生み、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを推進します。(福祉保健部)
- 子育て支援団体やNPOと連携したフェスティバルの実施等により情報提供を行い、子育て支援に対する理解を深め、県民全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。(福祉保健部)
- 子育てや子育て支援に熱心な取組を表彰することにより、県民全体で子どもと子育てを応援する活動の促進を図ります。(福祉保健部)

- 子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるため、毎月19日を「育児の日」と定め、県民一人一人が子育てを实践する日として啓発を行います。(福祉保健部)
- 各種広報媒体を積極的に活用し、社会全体で子育てを考える機会を提供します。(福祉保健部)
- 青少年の健全育成について、県民大会の開催、表彰及び非行防止の取組等を行う県民運動を推進することにより、家庭・学校・地域が一体となって取り組む気運の醸成を図ります。(福祉保健部)

② 地域の絆づくりの推進

- 市町村と地域住民が一体となって取り組む地域内外の交流や絆づくり等地域活性化策の検討及び事業実施に対し、支援を行います。(総合政策部)

③ 地域における子育て支援の充実

ア 地域全体で子育てを支援する体制づくり

- 民生委員・児童委員をはじめ、NPOやボランティア、企業等も参加した地域全体で子どもを見守る活動の展開を図ります。(福祉保健部)
- 老人クラブが小学校等で行う地域の文化伝承を通じた世代間交流事業を支援します。(福祉保健部)
- 住民による相互援助の子育て支援であるファミリー・サポート・センターの立ち上げ、充実及び機能強化を図ることで、県民が参加する共助の仕組みづくりを促進します。(福祉保健部)
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、「育児の日」の活動等の推進を図ります。(福祉保健部)
- 県の関係機関における窓口や電話による相談機能の充実を図るなど、育児不安等に対する身近な相談支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- 保護者の疾病その他の理由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合及び経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、一定期間、児童や母子を養育・保護するサービスの充実を図ります。(福祉保健部)

- 家庭・学校・地域・企業及び市民団体等が一体となって取り組む「県民総ぐるみによる教育の推進」のより一層の充実を図ります。(教育委員会)

イ 子ども支援を行うNPO等の育成・支援

- 地域において、子育て支援を目的として活動する個人や団体、NPO等の活動を促進するため、NPO活動支援センターや県ボランティアセンターでの相談機能の充実を図ります。(総合政策部)
- 行政とNPOを結びつけ、協働の拡充を推進するとともに、公募事業等を通してNPOの企画力等の向上を図るなど、NPOの自立性を高める環境整備に努めます。(総合政策部)
- 子育て支援団体のネットワーク強化を図ることにより、子育て支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- 民間団体が行う地域の実情に応じた子育て支援活動への取組を支援し、民間団体による子育て支援活動の充実を図ります。(福祉保健部)

ウ 企業等による子育て家庭への応援体制づくり

- 民間企業との連携により、子育て家庭への特典や心遣い等の子育て応援サービスを提供する取組を推進するなど、県民全体で子育てを支援する体制の強化を図ります。(福祉保健部、商工観光労働部)
- 子育て中の家庭が乳幼児を連れて気軽に安心して外出できるように、企業等の協力により授乳やおむつ替えスペースとして利用できる施設として「赤ちゃんの駅」の設置を促進します。(福祉保健部、商工観光労働部)

④ 県民との協働による子育て支援の充実

- 子育て支援活動に意欲のある県民が当該活動に取り組めるよう、市町村等との連携により、活動機会の確保を図ります。(福祉保健部)
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援について、市町村や関係機関等との連携を強化し、家庭・学校・地域・職場等、社会の全ての構成員による一体的な取組を促進します。(福祉保健部)
- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。(福祉保健部)

施策の方向

(2) 子育て支援事業の拡充

子育て支援は、保護者の育児を単に肩代わりするものではなく、子育てに対する責任を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげるものであることが必要です。

このため、全ての子育て家庭を対象とした地域の子育て支援の拠点づくりを進めるとともに、保育サービスの充実や住民の相互扶助によるサポートシステムの充実や子育ての経済的負担の軽減を図るなど、地域における子育て支援の推進に努めます。

施策の具体的内容

① 子育て支援事業の充実

ア 子育て支援情報の総合的な提供

- みやざき子ども・子育て応援ポータルサイト「せわっとみやざき」を通して、各種子育て支援施策をはじめ、子育て支援関連行事・イベントに関する情報等を紹介し、結婚や出産、子育て支援に関する情報を総合的に提供します。(福祉保健部)
- 地域が一体となって家庭教育を支援する環境づくりのための各種事業等の生涯学習情報を、インターネットを通じて提供します。(教育委員会)

イ 子育てに係る経済的負担の軽減

- 全ての児童・生徒が、安心して教育を受けられるよう、私立学校における保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(総合政策部、福祉保健部)
- 障がい児が地域で安定した生活を営むことができるよう、特別児童扶養手当等の事業を継続的に実施します。また、新聞や広報誌、テレビ・ラジオ番組、インターネット等を活用して、周知を図ります。(福祉保健部)
- 児童手当の支給等、子育ての経済的負担の軽減対策の推進について、国の責務として適正に実施されるよう、国に対して働きかけを行います。(福祉保健部)
- 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成の安定的な運営に努めます。(福祉保健部)

- 向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により高等学校、高等専門学校等の修学が困難な者に対して奨学金を貸与するとともに、経済的支援の必要な高校生等に対して給付金等を支給することにより、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に努めます。(総合政策部、教育委員会)

② 相談支援体制の充実

- 子育て中の親子の交流、子育ての不安に対する相談・指導及び子育てサークルへの支援等を行う地域の子育て支援のための拠点づくりを促進するとともに、活動内容の充実を図ります。(福祉保健部)
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族から様々な相談を受ける窓口として、子ども・若者総合相談センター「わかば」を運営し、必要に応じて、適切な支援機関との連携を図ります。(福祉保健部)
- 生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問や、養育支援が特に必要な家庭に対する専門的指導等に取り組む市町村を支援することで、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭の相談支援体制の充実を図ります。(福祉保健部)

施策の方向

(3) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が、安全安心に日常生活を送るためには、住宅、道路環境、公園、公共施設等の社会資本の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、子どもたちの安全を確保するためにも、学校での安全確保や交通安全教育の更なる推進も求められているところです。

このため、子育て世帯や障がいのある方に配慮した良質な住宅の確保など安全安心に過ごすことができる社会資本の整備に努めるとともに、交通安全活動など、子どもの安全を確保するための取組を推進します。

施策の具体的内容

① 子育てに適した住宅・居住環境の整備

ア 良質な住宅の確保

- 公営住宅において、子育て世帯向けの期限付き入居、倍率優遇による優先入居等を活用して、子育て世帯の公営住宅への入居機会の拡大を図ります。(県土整備部)
- 子育てを担う世代が、ゆとりある住宅を確保できるよう、ホームページ等を活用して、住まいに関する情報提供に努めます。(県土整備部)

イ 子育て世帯のニーズに対応した居住環境の整備

- 子育て世帯が適切な負担で安心して子どもを育てることができるよう、良質な賃貸住宅の供給を促進します。(県土整備部)
- 公営住宅においては、地域の実情を踏まえ、家族構成に応じた間取りによる整備に努めます。(県土整備部)
- 住戸内の安全性を確保するため、バリアフリーやシックハウス対策等の情報提供に努めます。(県土整備部)

ウ 障がい児等に配慮した居住環境の整備

- 障がい児等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送るため、また、介護者の負担軽減を図るため、障がい児等の居住する住宅改修に対する支援を行います。(福祉保健部)

② 地域で快適に過ごすことができる環境の整備

ア バリアフリーの施設づくり

- 公共的施設を有する民間事業者等に障害者差別解消法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。(福祉保健部)
- 「おもいやり駐車場制度」について、さらに普及啓発を行うとともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、公共的施設の管理者等に継続的に働きかけを行います。(福祉保健部)
- 子育て家庭が安心して都市公園を利用できるよう、都市公園内の施設の改修、整備等を行い、利用しやすい公園環境整備を推進します。(県土整備部)

イ 思いやりのある心づくりの推進

- 人にやさしい福祉のまちづくり条例及び宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づき、障がい者を理由とする差別の解消を含めた県民の理解、認識及び関心を深め、誰もが障がい児等に自然に手助けすることのできる「思いやりのある心づくり」を推進します。(福祉保健部)

ウ バリアフリー施設等の情報の提供

- 市町村や障がい者団体等と連携を図りながら、「みやざきバリアフリー情報マップ」の情報の追加・更新を随時実施するなど、内容の充実を図ります。(福祉保健部)

③ 安全な道路交通環境の整備

ア 子どもや子育て中の親等が安全安心に通行できる環境の整備

- 各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に位置づけられている要対策箇所のうち、自動車や自転車・歩行者の交通量が多く交通事故の危険度が高い通学路から順次歩道整備を進めるとともに、交通安全の確保を図るため、既設歩道の段差・勾配の改善に努めます。(県土整備部)

イ 信号機等の交通安全施設の整備による交通の安全確保

- 信号機、道路標識及び道路標示を計画的に整備していくとともに、老朽化した既設の横断歩道等交通安全施設の更新を行います。(警察本部)

ウ 地域の実態や県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施

- 道路管理者との連携を密にし、区域内を最高速度30キロメートル毎時とするゾーン30を推進することにより、生活道路における安全を確保するほか、普通自転車専用通行帯の整備等、自転車の通行環境の整備促進に努めます。(警察本部)
- 交通量、歩行者数等を勘案し、必要に応じて歩車分離式信号機の整備を進めます。(警察本部)
- 交通規制要望等管理システムを活用して、県民の要望等を踏まえた効果的な交通規制の実施に努めます。(警察本部)

④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

- 市町村交通安全担当者や交通安全協会職員等を対象に、交通安全教育に携わる指導者の資質の向上を図ります。(総合政策部)
- 各教科、道徳、特別活動等、全ての教育活動を通じて、子どもの発達の段階に応じた交通安全教育を関係機関・団体と連携しながら推進します。(教育委員会)
- 子どもを交通事故から守るため、現に発生した交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因に応じた交通事故防止対策を推進します。(警察本部)
- 関係機関・団体と連携し、交通安全教育指針に基づき、子どもや子育てを行う親等を対象とした段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。(警察本部)

イ 交通安全活動の推進

- 県交通安全実施計画に基づく各季節毎の交通安全運動等の広報啓発活動を関係機関・団体と連携して実施し、交通安全思想の普及及び交通安全意識の高揚を図ります。(総合政策部、警察本部)
- チャイルドシートの使用及び全席シートベルトの着用の効果に関する広報啓発活動を徹底するとともに、幼稚園等における交通教室等の開催を通じて、保護者等に対するチャイルドシート等の適正使用の指導を行います。(警察本部)

- 児童・幼児を自転車に乗車させる際の乗車用ヘルメットの装着を促す広報啓発活動や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する指導を推進します。(警察本部)

⑤ 子どもの安全を確保するための活動の推進

ア 学校等における子どもの安全の確保

- 認定こども園・幼稚園・保育所の耐震化を促進するため、耐震補強が必要と判断された園舎等について整備を促進します。(福祉保健部)
- 教育及び保育に従事する教職員の危機管理・防災意識向上のため、研修の実施や避難具等の整備を促進します。(福祉保健部)
- 認定こども園・幼稚園・保育所等における火災・地震等の災害時に備え、地域住民との合同避難訓練の実施等、防災支援協力体制の整備を促進します。(福祉保健部)
- 老朽化の進む県立学校施設において、定期点検や日常の点検の強化を図り、随時施設の状況を把握しながら、安全で安心な施設環境が確保できるよう、計画的な整備を推進します。(教育委員会)
- 市町村立学校の施設整備の際は、市町村に対し、安全確保に関連する国庫補助等の情報提供や技術的助言に努めます。(教育委員会)
- 学校等への不審者侵入時の子どもの安全確保については、非常通報装置等の整備を推進するとともに、教職員の非常時の対応能力を高めるために、不審者侵入時の危機管理マニュアルに沿った避難訓練や防犯訓練を一層推進します。(福祉保健部、教育委員会)
- 地震や津波、風水害等の自然災害時の子どもの安全確保のため、危機管理マニュアルを基に、様々な状況を想定した避難訓練を実施し、その成果や反省を基に、それぞれの学校等の実情に応じた実効性のあるマニュアルの改善に努めます。(教育委員会)
- 遊具等の破損による事故を防止するため、学校の安全計画に基づいた安全点検とともに、適切な整備・管理の推進に努めます。(教育委員会)

イ 学校周辺及び公園等における子どもの安全の確保

- 都市公園において、見通しのよい植栽や生け垣の整備、遊具等の修繕を行い、子どもの安全確保等を推進します。(県土整備部)
- 子どもが安心して登下校できるよう、教職員、PTA等の学校関係者、自主防犯ボランティア団体等と連携協働して、学校周辺における見守りやパトロール活動を推進します。(警察本部)
- 公園等における安全・安心の確保に向け、犯罪の起きにくい環境の整備を関係機関や防犯ボランティア等に働き掛け、地域の安全は自分達で守るという意識の高揚を図ります。(警察本部)

ウ タイムリーな防犯情報の提供による自主防犯活動の促進

- 子どもが被害に遭った各種の事案や防犯対策情報を、宮崎県防災・防犯メールサービス等を活用してタイムリーに発信します。(警察本部)
- あらゆる機会を通じて地域の安全等に関する情報を積極的に提供することにより、地域住民の防犯意識を高め、自主防犯活動への参加促進を図ります。(警察本部)

エ 防犯情報の共有による被害の防止

- 子どもや保護者、学校、地域住民、警察等との間で迅速な情報の共有を図り、子どもが被害者となる犯罪の未然防止を図ります。(警察本部)

オ 防犯教育の推進

- 学校においては、子どもに犯罪等の危険から自分自身を守る知識や能力を身につけさせるための防犯教育を推進します。(教育委員会)
- 登下校時の子どもの安全確保については、できるだけ複数で下校し、身の危険を感じたときには大声を出して退避することや、「子ども110番・おたすけハウス」にかけ込むこと、直ちに110番すること等、学校における具体的な指導の推進に努めます。(教育委員会)
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関が連携して防犯教室等を開催することにより、一層の防犯意識の高揚を図ります。(警察本部)

- 不審者が学校等に侵入した場合の対応要領に基づき、子どもの安全確保を図ります。(警察本部)

カ 自主防犯ボランティア活動に対する積極的支援

- 地域住民等による新たな自主防犯ボランティア団体の結成について働き掛けを行います。(警察本部)
- 防犯ボランティア団体等への働き掛けによる青色回転灯装備車両の更なる普及促進や活動の活性化に繋がる積極的な支援を行います。(警察本部)

キ 被害にあった子どもの保護の推進

- 児童虐待等により被害を受けた子どもの適切な保護と自立支援のため、児童相談所機能の充実を図るとともに、児童養護施設等の児童福祉施設の一層の機能強化を図ります。(福祉保健部)
- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減するため、学校その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、子どもや保護者に対する助言等きめ細やかな支援を実施します。(警察本部)

基本目標2

ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり

施策の方向

(4) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備

少子化対策は、子育て支援やワークライフバランスだけではなく、結婚、妊娠、出産、子育てとライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

このため、未婚化や晩婚化への対応として、市町村や民間団体等と連携した出会いの場の創出や、安心して子どもを産み育てられるよう周産期医療体制の充実、母子保健に係る知識の普及・啓発に努めます。

施策の具体的内容

① 若者の経済的安定の確保に対する支援

- 若者等の就職を支援するため、「ヤングJOBサポートみやざき」において、キャリアカウンセリングやキャリアアップ支援、就職活動支援セミナー等を実施します。(商工観光労働部)
- 長期間職業に就けず悩んでいる若者等の就職を支援するため、「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングやジョブトレーニング等のキャリア開発プログラム等を実施します。(商工観光労働部)

② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出

- 出会いや結婚を希望する独身者に対し、希望にかなう相手と出会える機会を創出するとともに、地域で結婚支援に取り組むサポーターを支援することにより、出会いの場づくりと結婚支援を推進します。(福祉保健部)
- 結婚支援に取り組む民間団体を支援するとともに、団体間のネットワーク化の推進に努め、そのノウハウを共有することにより、連携した事業展開を図ります。(福祉保健部)
- 民間団体が実施する結婚支援イベント等の情報を県ホームページに掲載し、独身者への情報提供に努めます。(福祉保健部)

③ 妊娠、出産への支援の充実

ア 妊娠、出産に係る相談等支援の充実

- 妊娠、出産から、育児、中高年期に至るまでの生涯を通じた女性の健康上の問題や精神的な悩みを解決するため、専門相談や健康教育の充実を図ります。(福祉保健部)
- 関係機関を対象とした産後メンタルヘルス支援に関する研修会を開催し、産後うつ病の早期発見、早期支援に努めます。(福祉保健部)

イ 「いいお産」(安全で快適なお産)の適切な普及

- 市町村が行う妊婦健康診査は、母体や胎児の健康確保を図る上で重要性が高いため、様々な機会を通じて普及啓発と受診の勧奨に努めます。(福祉保健部)
- 安心して妊娠、出産できる環境を確保するため、家庭における夫等の身近な家族の妊娠、出産に関する知識の習得や、妊産婦の育児や日常生活の負担の軽減等妊産婦に対する理解と配慮のある環境の整備に努めます。(福祉保健部)
- 新たに父親となる男性に対し、「パパのイクメン手帳」を配付し、妊娠から出産までの父親としてのサポートのあり方等について情報提供することにより、安心して出産できる環境づくりを推進します。(福祉保健部)

④ 周産期医療体制の充実

- 地域分散型の周産期医療体制を支える関係者の連絡会の充実、中核病院の症例検討や県域でのカンファレンス等を行うことにより、緊急時や困難事例に備えたネットワークの強化を図り、周産期医療体制の維持、強化に努めます。(福祉保健部)

⑤ 不妊相談・治療対策の充実

- 不妊に悩む夫婦や不妊治療を受けている夫婦に対し、相談やケアを行う不妊専門相談センターの充実を図ります。(福祉保健部)
- 体外受精や顕微授精は、保険適用がなく治療費が高額となり、治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいため、不妊治療費助成制度の活用により、経済的負担の軽減を図ります。(福祉保健部)

施策の方向

(5) 質の高い幼児教育・保育等の提供

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識のもと、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な運用により、教育・保育の量の確保と質の向上に努めるとともに、教育と保育の一体的な提供や地域の子育て支援の機能を担う認定こども園の普及を推進し、地域の子育て支援の充実を図ります。

また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの向上を図るなど、放課後児童対策に取り組みます。

施策の具体的内容

① 幼児教育・保育に係る量の確保と質の向上

ア 質の高い幼児教育及び保育の一体的な提供の促進

- 保護者の就労に柔軟に対応でき、教育・保育の一体的提供ができる認定こども園の普及を推進します。(福祉保健部)
- 質の改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、各種加算制度を運用することにより、教育・保育の質の向上を促進します。(福祉保健部)
- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、施設整備に関する国庫補助制度等の情報提供に努めます。(福祉保健部)
- 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村を、広域性及び専門性の観点から支援し、新制度の円滑な運用を図ります。(福祉保健部)

イ 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

- 国の「待機児童解消加速化プラン」を活用した教育・保育施設の整備について、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、市町村における教育・保育に係る量的確保を促進します。(福祉保健部)
- 教育・保育に携わる教職員に対する研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。(福祉保健部)

- 認定こども園・幼稚園・保育所等の就学前の児童が利用する施設と小学校の連携を図ることにより、小学校就学への円滑な移行を推進します。(福祉保健部)
- 認定こども園の普及に伴う保育教諭の確保のため、特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進します。(福祉保健部)
- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、現行の教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。(福祉保健部)
- 行政、教育機関、教育・保育関係団体からなる協議会により、教育・保育に携わる人材確保について、方策を検討するなど、量と質の両面からの安定確保に努めます。(福祉保健部)

② 多様な保育サービスの提供

- 就労形態の多様化や地域の子育て支援ニーズに対応するため、認定こども園・幼稚園・保育所における多様な保育サービスの充実を促進します。(福祉保健部)

③ 放課後児童対策の強化

ア 放課後児童対策の推進

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所として「放課後児童クラブ」を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。(福祉保健部)
- 放課後等の子どもの安全安心な活動場所として「放課後子供教室」を確保するため、市町村と連携し、学校や公民館等を活用して、地域住民の協力を得ながら、様々な交流活動や体験活動を支援します。(教育委員会)
- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。(福祉保健部)
- 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、一体型を中心とする整備の促進を図るなど、放課後対策の総合的なあり方について検討します。(福祉保健部、教育委員会)

イ 児童館・青少年健全育成施設の機能強化

- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。(福祉保健部、教育委員会)
- 青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。(福祉保健部)

ウ 学校での健全育成

- いじめや不登校、非行等問題行動の解決を図るため、学校への「スクールカウンセラー」、「スクールアシスタント」の配置及び「スクールソーシャルワーカー」の派遣等、校内指導体制の充実を図ります。(教育委員会)
- 不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室や学校等への「ヤングアシスタント」の派遣を実施します。(教育委員会)
- インターネット上も含むいじめ等の問題に対応するため、情報収集・相談窓口「目安箱サイト」の運営やいじめ防止等に関する機関及び団体等で構成される宮崎県いじめ問題対策連絡協議会の開催、教職員・保護者・児童生徒を対象とした指導資料・啓発資料の活用等、問題解決と情報モラルの向上に努めます。(教育委員会)
- 悩みを抱える子どもや保護者等の心のケアを図るため、教育相談専用電話「ふれあいコール」や来訪相談等、教育相談体制の充実を図ります。(教育委員会)

エ 子ども・若者の非行防止・立ち直り支援

- 子ども・若者の非行防止等を図るため、学校、青少年育成センターをはじめとした関係機関・団体等と連携し、補導活動、非行問題に関する相談活動等を行います。(福祉保健部)
- 少年の非行防止と犯罪被害防止を図るため、少年サポートセンターを中心に必要な情報を地域に発信します。(警察本部)
- スクールサポーターの効果的な運用や学校等の関係機関、少年補導員等のボランティアと連携した補導活動、非行問題等に関する相談及び支援活動、少年非行の多くを占める万引き等の初発型非行の防止対策や薬物乱用防止等の非行防止教室を開催します。(警察本部)

- 少年に対する初期的段階での相談支援や非行防止活動、問題行動のある少年らに対する立ち直りに向けた支援活動を推進します。(警察本部)

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 関係機関や地域等と一体となり、子ども・若者を取り巻く有害環境の浄化活動や有害情報から子ども・若者を守る活動を推進します。(福祉保健部)
- 「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害図書類等の指定や、書店・コンビニエンスストア等への立入調査活動を実施するとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進します。(福祉保健部)
- 学校、警察、保護者や事業者と一体となって、インターネットの有害情報から子どもを守るためのフィルタリングソフト活用の普及啓発を図ります。(福祉保健部)
- インターネット社会の中、自ら考え、使いこなせるよう、子どもやその保護者を対象に、メディアを適切に利用する能力の向上に関する広報・啓発に努めます。(福祉保健部)

施策の方向

(6) 子どもの健康の確保

子どもの健やかな育ちには、乳幼児期からの定期的な健康診断や医療体制の確保が求められています。

このため、周産期医療圏と同じ県北部・県央部・県南部・県西部の4つの「子ども医療圏」を設定し、小児医療体制の充実・強化を図るとともに、現代的な健康課題であるがんをはじめとする重大疾患に対する理解・予防や思いがけない妊娠を防止するための思春期保健対策の充実に努めます。

施策の具体的内容

① 乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実

- 早期発見・治療が有効と考えられる疾病に対し、検査・治療体制の充実を図ります。(福祉保健部)
- 母子保健サービスの第一線で活動している関係者に実践に即した研修を行い、地域での母子保健活動の向上を図ります。(福祉保健部)
- 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組めます。(福祉保健部、病院局)
- 新生児聴覚検査等により発見された難聴児の早期療育を図るため、補装具費支給制度等の普及啓発に努めるとともに、その対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に対して助成を行い、健全な発達を支援します。(福祉保健部)
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育従事者の発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達障がい児支援の中核となる人材を育成するため、研修の機会拡大やその内容の充実を図ります。(福祉保健部)
- 広報誌や乳児健康診査等において予防接種の重要性を周知することにより、予防可能な感染症の発生予防に取り組めます。(福祉保健部)

② 小児医療体制の充実

ア 小児救急医療体制の充実

- 小児科医師のスキル向上を目的とした症例研究会や小児救急医療電話相談窓口の設置により、小児救急医療体制の充実を図ります。(福祉保健部)

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進

- 悪性新生物等の小児慢性特定疾患は、治療が長期に渡り、医療費も高額になるため、これらの疾患について、治療研究を促進し、医療の確立、保護者の医療費負担の軽減を図ります。(福祉保健部)

③ 思春期保健体制の充実

ア 身体と性についての健全な意識のかん養

- 性教育を通して、自分の心と体の変化や性を肯定的に受け止めるとともに、自分自身や周囲の人たちの命を大切にする豊かな心を育み、次世代を生み育てることのできる、母性・父性を培います。(福祉保健部)
- 現代的な健康課題に対応するため、地域の専門医を学校に派遣し、保護者、児童生徒及び教職員等に対する支援・啓発や個別の健康相談等に努めます。(教育委員会)
- たばこによる弊害について、子どもと保護者、地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。(福祉保健部)

イ 身体と性についての効果的な情報提供

- 避妊や性感染症に関する正しい知識を習得するとともに、性に関わる態度や行動を自主的に決定できる能力を養うため、同世代の同じ悩みを持つ者同士で、悩みの解決や正しい情報の提供を行うピアカウンセリングを実施し、10歳代の人工妊娠中絶や性感染症の減少を図ります。(福祉保健部)
- 人工妊娠中絶率が全国平均を上回っている現状や性感染症等に関する諸問題に対応するため、電話等による健康相談体制の充実に努めます。(教育委員会)

ウ 関係機関とのネットワークによる性についての支援

- 家庭、学校、地域のそれぞれで、思春期問題に対応できるよう、保健・医療・福祉・教育・警察の各分野が共通認識を持ち、連携を強化していくため、関係機関のネットワークづくりに努めます。(福祉保健部)
- 現代の健康課題に対応するために、学校や家庭を中心に、地域の関係機関との連携を強化した取組の充実に努めます。(教育委員会)
- モデル校を指定し、小・中・高の連携を深めながら性に関する指導の普及・推進に努めます。(教育委員会)

エ 思春期精神保健対策の推進

- 危険ドラッグ等の薬物乱用防止に関する理解と認識を高め、薬物乱用のない社会環境づくりのため、中・高校生等に対する薬物乱用防止教室の開催や県民・民間団体との協働による薬物乱用防止啓発活動を推進します。(福祉保健部)
- 精神疾患の早期発見、早期治療・支援を図るため、精神保健福祉センターにおいて専門の精神科医師による思春期精神保健診療相談に取り組みます。(福祉保健部)
- たばこ、アルコール、薬物乱用による弊害について、子どもと保護者、地域社会の認識と理解を得るため、関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。(福祉保健部)

施策の方向

(7) 子どもと家庭の福祉の推進

行政や民間団体等の取組により、児童虐待防止の気運が高まっているものの、一方では、子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化しており、深刻な事案が起きているのも事実です。

このため、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、自立と切れ目のない支援や体制づくりを推進します。

また、全ての子どもの育ちを保障するためにも、障がい児への支援、家庭的養護の推進及びひとり親家庭へのきめ細やかな対応に努めます。

施策の具体的内容

① 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に対する意識啓発

- 児童虐待防止について県民に対する啓発を広く行うことにより、虐待を許さない社会づくりを進め、関係機関や地域と一体となって、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の徹底を図ります。(福祉保健部)

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- 児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、市町村要保護児童対策地域協議会を活用し、市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議等の協働に努めるとともに、児童相談所の積極的な助言及び関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。(福祉保健部)

ウ 児童相談所の体制の強化

- 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図るため、専門職員の適切な配置に努めるとともに、対応が難しく高い専門性が求められる事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。(福祉保健部)

エ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

- 妊娠や子育てに悩みを抱える妊婦や家庭に対する相談体制の整備に努めるとともに、出産後の養育が困難な妊婦等に対しては、里親及び養子縁組の制度の周知等の支援を行います。(福祉保健部)
- 望まない妊娠等支援を必要とする妊婦や家庭を把握するため、医療機関等と市町村が行う連携及び情報共有化の取組を支援します。(福祉保健部)

オ 児童虐待による重大事案の検証

- 児童虐待による重大事案について、市町村等と連携して地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。(福祉保健部)

② 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

- 里親制度の普及促進に努め、里親の確保を図り、里親支援や研修体制の充実により里親委託を進めるとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の整備促進を図りながら家庭養護を推進します。(福祉保健部)
- 施設においても、できる限り家庭的な環境の中で養育するため、ケア単位の小規模化や地域小規模児童養護施設（グループホーム）の設置を推進するとともに、地域偏在の解消に取り組みます。(福祉保健部)

イ 専門的ケアの充実及び人材の育成

- 虐待を受けた子どもの安定した人格形成や精神的回復等のため、各施設における専門的な職員の配置を推進し、専門的ケア体制の充実を図るとともに、研修や支援体制の強化に取り組むことにより社会的養護の担い手となる人材の育成を推進します。(福祉保健部)

ウ 自立支援の充実

- 社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと公平な生活ができるよう、施設等の退所までに自立生活能力を高めることができる養育を促進するとともに、退所後の自立支援体制の充実に努めます。(福祉保健部)

エ 家族支援及び地域支援の充実

- 虐待防止のための家族支援や、虐待による親子分離後の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築支援の充実に努めるとともに、施設のソーシャルワーク機能の向上を図りながら、地域の里親等を支える地域支援や地域の子育て支援体制の充実に努めます。（福祉保健部）
- 市町村、関係機関、民間団体及びNPO等と協働し、地域全体で子どもを守るための体制の強化に努めます。（福祉保健部）

オ 被措置児童等の権利擁護の推進

- 児童福祉施設等に入所する子どもの権利擁護を推進するため、子どもの意見を反映させる仕組みづくりを進めるとともに、被措置児童等虐待を予防するため、職員等の研修に努め、社会的養護体制の質の向上を図ります。（福祉保健部）

③ ひとり親家庭の自立支援の推進

ア 子育て・生活支援の充実

- 子育てや仕事で困難に直面しやすいひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所の優先入所や各種保育サービスの利用促進等に努め、子育てや日常生活の状況に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。（福祉保健部）

イ 就業支援の推進

- 生活が厳しい状況にあるひとり親家庭が、より良い就業により安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援に努めます。（福祉保健部）

ウ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。（福祉保健部）

エ 相談・情報提供機能の強化

- 生活費や子どもの進学・教育、就労等様々な悩みを有するひとり親家庭が、気軽に相談を行うことができるよう、母子・父子自立支援員を福祉こどもセンター等に配置するとともに、ひとり親家庭及び寡婦福祉団体等との連携により、各種相談や情報提供に積極的に取り組みます。(福祉保健部)

④ 障がい児支援施策の充実

ア 障がい児支援の充実

- 既存施設の活用や地域の療育資源との連携を図るとともに、障がい児が身近な地域で療育が受けられる体制の整備や、在宅サービスの平準化に努めるとともに、サービス提供従事者の資質向上等によるサービスの質の向上を図ります。(福祉保健部)
- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を推進するとともに、関係機関において体系化された支援が行われるよう、「相談支援ファイル」等の活用を推進します。(福祉保健部)
- 障害児入所施設や児童発達支援センターについて、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけた上で、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、職員の研修を行うなど、支援体制の整備を図ります。(福祉保健部)
- 認定こども園・幼稚園・保育所及び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを進めるための職員の資質向上や環境の整備を図ります。(福祉保健部)
- 市町村が実施する乳幼児健診において、疾病や障がい等の早期発見に努めるとともに、長期療養が必要な慢性疾患のある子どもに対する療育支援や関係者への研修を行います。(福祉保健部)
- 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期治療・療育を図るための体制整備に取り組みます。(福祉保健部、病院局)

イ 障がい児を支援する福祉サービスの充実

- 児童発達支援事業所等において、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所等において、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。（福祉保健部）
- 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、認定こども園・幼稚園・保育所及び児童相談所等が連携を図り、並行通園も含め、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備します。（福祉保健部）

ウ 障がいの多様化への対応

- 在宅で生活する重症心身障がい児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、実地指導を通じたサービス提供従事者の資質向上等によるサービスの質の向上を図ります。（福祉保健部）
- 発達障がい児やその家族が身近な地域で、より早く相談、訓練等を受けられるよう、発達障害者支援センターと児童発達支援センター等の役割分担を明確化し、地域の発達障がい児と家族の支援の拠点として、児童発達支援センターの専門的機能の強化を図ります。（福祉保健部）

基本目標3

子どもの育ちを支える社会づくり

施策の方向

(8) 子どもの人権擁護と人権教育の推進

子どもの健やかな成長を促すためには、子どもの権利が擁護されることが重要です。子どもを取り巻く様々な場面において、児童虐待の増加に加え、子どもに対するいじめや暴力行為等も見受けられるため、引き続き子どもの権利が尊重されるよう取組を推進していく必要があります。

このため、「一人一人が尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」の実現を目指し、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

施策の具体的内容

① 子どもの権利擁護

- 各分野の施策を推進するに当たっては、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利の擁護に努めます。(総合政策部、福祉保健部)

② 人権教育・啓発の推進

- 一人一人の人権を尊重する心や態度が養われるよう、家庭、学校、地域等あらゆる場を通じた人権教育・啓発を行います。(総合政策部)
- 児童福祉施設等に入所する児童に「子ども権利ノート」を配付し、人権意識の啓発と施設入所児童等の権利擁護に努めます。(福祉保健部)
- 人権啓発資料「ファミリーふれあい」を作成し、小・中・高の1年生を対象に配付することにより、学校・家庭での活用を図り、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。(教育委員会)
- 高校生が抱える様々な問題を生徒同士が支え合いながら解決できるよう、ピア・サポート活動に関する知識と技能を身につけさせることにより、思いやりにあふれ支え合う学校風土の醸成とともに、次世代を担う人づくりを目指します。(教育委員会)

施策の方向

(9) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供

これからの学校教育においては、知・徳・体の調和を図りながら、子どもたちに生きる力を一層身につけさせるとともに、共生社会の実現を目指す特別支援教育や人権を相互に尊重しあい、ともに生きる社会づくりを目指す人権教育を推進すること等がこれまで以上に必要となっています。

このため、子どもが主体的かつ創造的に生きていくための「生きる力」を育むための各種施策や地域全体で家庭教育を支援する環境づくりの推進、社会的・職業的自立の基盤となる能力の育成等に努めます。

施策の具体的内容

① 健やかな心と体の育成

- 研修を通して、教員の指導力向上を図り、児童生徒の豊かな人間性や道徳性の育成を図ります。(教育委員会)
- 自然体験や社会体験活動を計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神等の豊かな人間性、社会性の育成を図ります。(教育委員会)
- 本の提供に関する研修会等を通して、子どもが日常的に本と出会う場である公共図書館や学校図書館の読書環境の充実を図ります。(教育委員会)
- 児童生徒が心身ともに健やかな学校生活を送ることができるよう、学校における保健指導の充実や食育を推進するための組織体制を整備し、家庭や地域と連携した健康教育を推進します。(教育委員会)

② 生きる基盤を育む教育の推進

ア 確かな学力の向上

- 小・中・高の児童生徒の学力の状況をもとに、教科指導力の向上、基礎学力及び学習習慣の定着、実態に応じた授業改善、進学支援の充実等を推進することにより、系統的・総合的に児童生徒の学力の向上を図ります。(教育委員会)
- 「教職員の資質向上実行プラン」に基づいて、教員養成段階や、教職員のライフステージにおける資質・能力の向上を図ります。(教育委員会)

- 「OJT推進の手引」を活用した校内での学びを支援するOJTの推進や、教員を志す学生、臨時的任用講師等を支援する宮崎教師道場の実施、授業力リーダー養成塾の充実等による若手教員の育成及びベテラン教員の資質向上を図ります。(教育委員会)
- スーパーティーチャー等の優れた教育実践の公開による優れた教師の力を生かした授業力向上に努めます。(教育委員会)
- 小学校1・2学年までの30人学級編制と中学校1学年に35人学級編制を実施し、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。(教育委員会)

イ 就学前教育の充実

- 小学校就学前教育に携わる施設等の運営への支援及び教育課程、小学校との円滑な接続への指導・助言に努めます。さらに、保育者の資質及び専門性の向上を図る研修の充実や、地域の子育て家庭への支援体制の充実を図ります。(福祉保健部、教育委員会)
- 幼児の環境に対する知識や理解を深めるために、環境学習に取り組む県内の認定こども園・幼稚園・保育所・児童館・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点を「エコチャレンジ施設」に認定するとともに、認定施設等に対する講師の派遣等を通じて施設自らが行う環境学習の取組を支援し、幼児期からの環境学習を推進します。(環境森林部)

ウ 信頼される学校づくり

- 学校評価の推進・充実やコミュニティ・スクールの支援等により、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、家庭や地域との連携を図り、地元の企業等の協力を得ながら、特色ある学校づくり等の取組を進めます。(教育委員会)
- 市町村と連携し、学校安全のために、スクールガード・リーダーを核とした登下校時における子どもの安全を見守る活動や、各学校の定期的な巡回・警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価及びスクールガードに対する指導等に取り組めます。(教育委員会)

エ 特別支援教育の推進

- 障がいのある幼児児童生徒の夢や希望の実現に向け、ライフステージに応じ、連続した一貫性のある支援に取り組めます。(教育委員会)

- 県内のそれぞれの地域において、障がいのある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた教育の推進と、高い専門性を身につけた人材を育成するシステムの構築を図ります。(教育委員会)
- 将来において生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境の整備と、共生社会を支える県民意識の醸成に努めます。(教育委員会)

③ 郷土に対する誇りや愛着を育む教育の推進

ア 宮崎の教育資源を活用した教育の推進

- 地域素材や地域の人材を活用した授業や活動等を通して、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育に取り組み、自信と誇りをもつ子どもの育成に努めます。(教育委員会)

イ ふるさと宮崎を大切にすゝ教育の充実

- 青少年自然の家が行う、青少年が郷土を知ることができる様々な体験活動等を促進します。(福祉保健部)
- 県民の体験したエピソード等を題材とした本県でしか作成できない「命や絆を大切にすゝ」宮崎県道徳教育読み物資料集を作成・配付し、授業等で活用することを通して、ふるさとを愛する心、地域課題の解決に参画する意識や態度を育むことに努めます。(教育委員会)

④ 家庭や地域の教育力の向上

ア 子育てを通じた親の育成

- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方等について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。(教育委員会)

イ 家庭教育への支援の充実

- 認定こども園等の施設が、地域における幼児期の子育て支援の拠点としての機能を果たせるように、保育者に対して家庭教育への指導者としての専門性を高める研修支援を行います。(福祉保健部)

- 家庭は、子どもの人格の基礎をつくり、自立した若者に成長するために、最も重要な役割を果たしていることから、その役割について理解を深める日としての「家庭の日」（毎月第3日曜日）の一層の広報・啓発に努めます。（福祉保健部）
- 子育ての責任は親をはじめ保護者にあることを認識の上、参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方、地域の親子の支援の仕方について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。（教育委員会）

ウ 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

- 認定こども園等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談等の子育て支援を促進するため、子育て支援指導者としての保育者の育成研修を支援します。（福祉保健部）
- 地域で子育て支援活動を実践している団体を支援するとともに、意欲的な取組について県民に情報提供することにより、「育児の日」の活動等の推進を図ります。（福祉保健部）
- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

⑤ 食育の推進

ア 家庭、認定こども園・幼稚園・保育所等における子どもの成長に応じた食育の推進

- 乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、「家庭における望ましい食習慣の定着促進」及び「学校における指導体制等の充実」、「保育所等における取組の推進」等家庭と学校、保育所等が連携しながら、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

イ 地域における食生活の改善に向けた取組の推進

- 「食事バランスガイド」「宮崎県版親と子の食事バランスガイド」を活用した「食生活指針」の普及啓発を進めるなど、地域において、栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

ウ 県民運動としての食育の推進

- 「いのちの恵み」に感謝する言葉「いただきます」を合い言葉として、家庭・学校・地域において継続的な普及啓発活動を実施し、県民の自発的活動の推進を図ります。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

エ 豊かな食文化と元気な農林漁業に根差した食育の推進

- 地域の特色ある食文化の継承を図るとともに、都市と農山漁村の交流を進め、生産者と消費者との信頼関係の構築を図るなど、本県の豊かな農林水産物を活用した食育に取り組みます。また、宮崎の食に対する理解の促進及び食文化の活用や継承のための取組として、学校給食への地場産物の活用促進や、郷土料理等の導入を促進します。（福祉保健部、農政水産部、教育委員会）

施策の方向

(10) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進

本県における高卒者・大卒者の就職後3年以内の離職率は全国よりも高い状況にあり、また、正規雇用を望みながらも就業できない若者等もいます。このため、厳しい環境にある若者等に対して、適切なマッチングによる就職支援を強化するとともに、職業観を持った人材の育成に努めます。

また、若者が社会とのかかわりを自覚しつつ、自己肯定感を育み自立した個人として確立できるよう、市町村や関係機関等と連携してきめ細やかな支援を行っていきます。

施策の具体的内容

① 若者の自立及び成長への支援

- 若者が国際社会の一員として、広い視野と国際感覚を身につけ、相互理解を深めるとともに、その責任と役割を果たすことのできる国際交流・協力活動を促進します。(総合政策部)
- 計画的なお金の使い方や返済能力に応じた借入れ等、金銭や物に対する健全な価値観の育成が図られるよう、子どもや若者の消費者教育の充実に努めます。(総合政策部)
- ひきこもりで悩んでいる本人及びその家族等を支援するため、「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり相談支援センター」において、電話・面接相談や訪問支援を行うとともに、家族向けの研修会等を実施します。(福祉保健部)
- 国際化に対応するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)を活用し、外国語教育の充実と国際交流の発展を図ります。(教育委員会)
- グローバル社会で求められる英語力を育成するために、外部検定試験を利用して生徒の英語力を検証し、教員の指導方法改善を図るとともに、グローバル化に対応できる人材の育成を推進するために高校生への留学支援を行います。(教育委員会)

- 国際化を進める国内の大学や企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高校等を「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進めます。（教育委員会）

② 能力開発による就労支援の充実

- 小・中学生の段階から、技能者との交流の場を提供し、ものづくりに触れる機会づくりを進め、技能に対する興味関心を高めます。また、地域産業の人材ニーズを踏まえ、地域や産業界、教育機関等と連携した職業能力開発に関する事業に取り組みます。（商工観光労働部）

③ 青少年育成指導者の養成等による青少年育成活動の充実

- 自然の中での遊びの体験等、地域における青少年の育成活動を活性化するため、青少年育成指導者の養成や指導者間の交流等を促進します。（福祉保健部）
- 各市町村において子どもの体験活動に取り組んでいる指導者に対して、研修の機会や関連情報の提供を行うことにより、青少年の健全育成の促進に努めます。（教育委員会）

基本目標4

仕事と生活が調和する社会づくり

施策の方向

(11) 仕事と家庭の両立ができる働き方の見直し

女性の社会参加が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる一方、出産・育児期に一時的に退職する女性も多くいます。

労働力人口が減少する中で、性別・年齢に関わらず、仕事と家庭の両立を可能とする働き方への見直しが求められています。

このため、国や関係団体との連携を図り、全ての人働きやすい職場環境の整備について、事業主等に対する意識啓発や企業における自主的な取組の促進を図ります。

施策の具体的内容

① 働き方改革をはじめとする職場環境の改善

ア 労働者、事業主等に対する広報・啓発の実施

- 国や関係団体との連携を図りながら、労働者、事業主等を対象とした講演会等の開催や仕事と家庭の両立に取り組む企業の募集・登録を行うことにより、働きやすい職場環境づくりに向けた各種制度の普及啓発や情報提供に努めます。(商工観光労働部)

イ 仕事と家庭の両立に取り組む企業等の好事例の収集・紹介

- 仕事と家庭の両立に取り組む企業の情報を収集し、パンフレットの作成・配付や各種広報媒体の活用により、情報提供に努めます。(商工観光労働部)

ウ 先進的企業に対するインセンティブの付与

- 仕事と家庭の両立を支援するための職場環境づくり等、先進的に取り組む企業の取組を表彰し、広く周知するとともに、企業が子育てを応援する気運の醸成を図ります。(福祉保健部、商工観光労働部)
- 建設業界における働きやすい職場環境づくりの一環として、県が発注する建設工事に係る入札参加資格の審査において、育児休業制度を整備している事業所を加点評価することにより、同制度の啓発及び導入を促進します。(県土整備部)

② 仕事と家庭の両立支援制度の定着

- 保育サービスの充実、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターの設置促進等により、仕事と子育ての両立を実現するための基盤の整備に努めます。(福祉保健部、病院局)
- 子育て支援関連施設を整備する中小企業者を金融面から支援するため、「快適な環境・職場づくり支援貸付」及び「魅力的な商店・商店街支援貸付」(県中小企業融資制度)の利用を促進します。(商工観光労働部)
- 多様な働き方を推進するための条件整備、働く意欲のある女性の再雇用及び男性の育児休業の取得促進等に取り組む企業に対して、それらの取組に要した費用を企業の課税所得から差し引くなど、子育て支援に取り組む企業の優遇税制の拡充について、国に働きかけを行います。(福祉保健部、商工観光労働部)

施策の方向

(12) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進

本県では、「宮崎県男女共同参画推進条例」を平成15年4月に施行し、行動計画としての「みやざき男女共同参画プラン」（第2次：平成24年度から平成28年度まで）に基づき男女共同参画社会づくりを積極的に推進しています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行は根強く残っており、家事や育児の負担の多くが女性に偏るなど、子育ては男女がともに行うものという意識が家庭や地域、企業等に十分定着していない状況にあります。

このため、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、意識啓発や情報提供を行い、男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。

施策の具体的内容

① 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進

- 啓発資料の作成・配布や男女共同参画センターを中心とした情報提供・講座の開催等により、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。（総合政策部）
- 男女共同参画の理解促進を図るための広報・啓発については、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く行うとともに、対象やテーマ、年代に応じた戦略的な取組を推進します。（総合政策部）
- 地域や企業に出向き、県民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を提供します。（総合政策部）
- 県農山漁村女性会議や各地域の女性農業者サポート協議会を中心とした研修会等の開催により、農林水産業に携わる女性の更なる社会参画を推進します。（農政水産部）

② 男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進

- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。（総合政策部）
- 国や関係団体と連携を図りながら、労働者、事業主等を対象とした講演会等の開催や仕事と家庭の両立に取り組む企業の募集・登録を行うことにより、男女がともに子育てに参加しやすい職場環境の整備を促進します。（商工観光労働部）

- 育児休業の取得とともに、育児休業後の円滑な職場復帰や新規就労等、希望する子育てや働き方が可能となるよう、国に対して、対策の充実等を働きかけるとともに、宮崎労働局や関係機関との密接な連携を図ります。(福祉保健部、商工観光労働部)

- 国や関係団体との連携を図りながら、労働者、事業主等を対象とした講演会等の開催、パンフレットの作成・配布等により、男性を含めた職場全体の意識啓発に努めます。(商工観光労働部)

施策の方向

(13) 子育ての喜びを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進

子育てを通して、男女がともに保護者として子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していくことが重要である中、父親の子育てへの参加に対する意識は高まりつつあるものの、家事や育児に関わる時間は諸外国に比べ、低い水準にあります。

このため、育児への男性の積極的な参加を促すとともに、子育てを喜びと感じ、子どもとともに成長できる環境づくりを推進します。

施策の具体的内容

① 男性の子育てに対する意識改革

- 男女の固定的性別役割分担意識を解消するための広報・啓発を推進します。(総合政策部)
- 新たに父親となる男性に対し、子育ての参考となる「パパのイクメン手帳」を配付し、父親の子育て参加の促進を図ります。(福祉保健部)
- 父親の積極的な家事・育児への参加を促進するため、父親による子育ての素晴らしさを広く県民へ周知します。(福祉保健部)
- 地域子育て支援拠点等において、子育て中の父親等を対象とした育児講座の開催を促進することにより、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。(福祉保健部)

② 子育てを喜びと感じられる啓発の推進

- 家族全員にやすらぎを与え、次世代を育む上で大切な家庭についての理解を深める日として「家庭の日」(毎月第3日曜日)の更なる啓発に努めます。(福祉保健部)
- 子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるため、毎月19日を「育児の日」と定め、県民一人一人が子育てを実践する日として啓発を行います。(福祉保健部)
- 明るく健全な家庭づくりを促進するため、親と子の信頼と絆を深めるための「親と子の共感活動」(共遊・共食・共話・共汗・共働)の一層の普及啓発を図ります。(福祉保健部)

- 参加者同士が交流しながら、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとのかかわり方、地域の親子の支援の仕方について気づきを促す、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座を実施します。（教育委員会）
- 父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

③ 地域間・世代間等多様な交流の推進

- 認定こども園・幼稚園・保育所及び児童館等における各種行事について、地域住民の参加を募るなど地域間及び世代間の交流を促進します。（福祉保健部）
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の就学前の児童が利用する施設と小学校の連携を図ることにより、小学校就学への円滑な移行を推進します。（福祉保健部）
- グリーン・ツーリズム等の体験活動への参加を推進することにより、世代を越えたふれあいや都市農村における地域間交流を促進します。（農政水産部）
- 親子のふれあい・絆づくりや「早寝早起き朝ご飯」運動等の地域ぐるみの取組、さらに、父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を通して、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。（教育委員会）

2 計画の成果指標

(1) 総合成果指標

計画全体の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成 果 指 標	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.72 (平成25年)	1.84 (平成31年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.34人 (平成26年度)	0.30人 (平成31年度)

(2) 個別成果指標

計画に掲げる個々の施策の成果を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

成 果 指 標		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
(1)地域の「子育て力」の強化			
1	未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数	212団体	262団体
2	子育て応援サービスの店の登録店舗数	1,197店舗	1,302店舗
(2)子育て支援事業の拡充			
3	利用者支援事業の実施か所数	0か所	6か所
(3)子育てに適した安全安心なまちづくりの推進			
4	通学路の歩道整備率	72.0%	75.0%
5	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付施設数	171か所	230か所
6	おもいやり駐車場制度利用証交付者数	12,152人	27,500人

成 果 指 標		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
(3) 子育てに適した安全安心なまちづくりの推進			
7	おもいやり駐車場制度協力施設数	1,065施設	1,950施設
8	子ども(中学生以下)に対する交通安全教室の実施回数	1,419回	1,450回
9	県立学校の外壁剥落防止実施率	50.7%	69.9%
10	市町村立小中学校の耐震化率	94.4%	99.8%
11	認定こども園・幼稚園・保育所の耐震化率	76.5%	80.0%
12	青色回転灯整備車両の普及台数	564台	660台
(4) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備			
13	縁結び応援団が実施する結婚支援イベントの参加者数	1,680人	1,950人
14	周産期死亡率(出生数に妊娠満22週以降の死産数を加えたものの千対)	3.1ポイント	3.0ポイント
15	乳児死亡率(出生数千対)	2.7ポイント	2.3ポイント
(5) 質の高い幼児教育・保育等の提供			
16	認定こども園数	42園	120園
17	保育所の待機児童数	0人	0人
18	公立学校におけるいじめの解消率	96.5%	97.0%
19	公立学校における児童生徒1000人当たりの暴力行為発生件数	1.1件	0.8件
20	ティーム・ティーチングによる非行防止教室の開催回数	218回	230回

成 果 指 標		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
(6)子どもの健康の確保			
21	乳幼児健康診査(1歳6か月・3歳)の受診率	93.3%	95.0%
22	むし歯のない3歳児の割合	73.2%	80.0%
23	10歳代の人工妊娠中絶率(女子総人口千対)	6.8ポイント	5.6ポイント
(7)子どもと家庭の福祉の推進			
24	児童養護施設等の新設等整備実施か所数(平成27年度以降)	—	4か所
25	小規模グループケアの設置か所数	13か所	22か所
26	地域小規模児童養護施設の設置か所数	2か所	8か所
27	里親等委託率	14.1%	20.0%
28	自立援助ホームの設置か所数	1か所	2か所
29	職業指導員の配置か所数	1か所	4か所
30	子育て短期支援事業の延べ実施市町村数	9団体	13団体
31	里親支援専門相談員の配置か所数	1か所	12か所
32	障がい児を受け入れる放課後児童クラブ数	93か所	111か所
(8)子どもの人権擁護と人権教育の推進			
33	「今の宮崎県では人権が尊重されている、どちらかと言えば尊重されている」と回答した割合の合計	48.4%	50.0%

成果指標		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
(9) 「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供			
34	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均以上(T得点50点以上)の項目の割合	94.1%	100.0%
35	公立小、中学校における授業が「よく分かる、まあまあ分かる」児童生徒の割合	小学校	91.2%
		中学校	79.1%
36	小学校との交流学习や合同研究等に取り組んでいる認定こども園・幼稚園・保育所の数	126園	150園
37	「宮崎県こどもエコチャレンジ施設」認定件数	142施設	210施設
38	食に関する指導の年間指導計画を策定し、食育に取り組んでいる公立小中学校数の割合	80.6%	100.0%
(10) 若者の自立と豊かな人間性形成の推進			
39	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」の県民の認知度	—	50.0%
(11) 仕事と家庭の両立ができる働き方の見直し			
40	「仕事と家庭の両立応援宣言企業」の登録数	442件	800件
41	仕事よりも育児・プライベートの時間を優先したいと希望する県民の割合と現実に優先している県民の割合の差	29.1ポイント	20.0ポイント
(12) 家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進			
42	性別によって役割を固定化することにとらわれない人の割合	42.2%	50.0%
43	農業経営に係る家族経営協定数	1,727戸	2,153戸

成 果 指 標		現況値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
(13) 子育ての喜びを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進			
44	家庭で子どもとの会話を「よくする」人の割合	87.0%	90.0%